

第3回広島市事務事業見直し等検討委員会 会議要旨

1 開催日時 平成22年(2010年)10月31日(日) 13時00分～17時25分

2 開催場所 広島市役所本庁舎 14階第7会議室

3 出席者

(1) 委員(10人中7人出席)

今中委員長、山家副委員長、井手口委員、金谷委員、児玉委員、戸井委員、肥田野委員

(2) 事務局

企画総務局長、企画総務局次長、行政改革推進課長、行政改革推進課職員

(3) 議事関係課

環境局環境政策課長、施設部施設課長、施設部中工場長、施設部安佐南工場長、経済局競輪事務局次長、競輪事務局次長、経済局産業振興部産学官技術振興課長、農林水産部農政課長、農林水産部森林課長、都市活性化局都市活性推進課長、観光交流部観光課長、段原再開発部計画課長、都市整備局緑化推進部緑政課長、住宅部住宅政策課長、住宅政策課収納・指導担当課長、住宅政策課住宅管理担当課長、住宅部住宅整備課基町住宅担当課長、道路交通局道路交通企画課長、道路管理課長、河川課長、道路部道路課長、都市交通部交通対策担当課長、下水道局管理部管理課普及促進担当課長、消防局総務課調整担当課長、警防部長、警防部警防課長、水道局財務課長、配水部配水課給水装置担当課長、その他担当職員

4 議 事

第2分科会の評価結果を基にした意見の取りまとめ

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴者 一般傍聴者 19人
報道機関 7社

7 会議資料

第2分科会の委員による事務事業評価結果

8 発言要旨

【開会】

事務局

それでは、お待たせしました。

ただ今から、広島市事務事業見直し等検討委員会第3回全体会議を始めさせていただきます。

なお、多山委員及び光多委員、川名委員は所用により欠席でございます。

本日は第2分科会所管の23の事務事業について、事務事業番号28番から順次、意見を取りまとめさせていただきたいと考えております。

それでは、今中委員長、議事の進行をお願いいたします。

今中委員長

本日は、締めくくりの委員会でもあります。限られた時間の中で23の事務事業の意見の取りまとめを行います。円滑な進行に協力をお願いします。

なお、本日は事務事業所管局にも出席していただいておりますので、必要があれば質問を行って

ただいで結構です。

【評価結果まとめ：事業ごみ有料指定袋制度の実施(事務事業番号 28)】

今中委員長

それでは、事務事業番号 28 番、事業ごみ有料指定袋制度の実施から始めます。
事務局から説明をお願いします。

事務局

前回の会議を欠席された委員もいらっしゃいますので、最初に、お手元の配付資料の補足説明をさせていただきます。

分科会では委員の皆様から多岐にわたる意見をいただきました。主な意見欄には、「てにをは」の修正や、より分かりやすい字句に修正した部分を除き、皆様に記入していただいたものをすべて掲載しています。

それでは、事務事業番号 28 番、事業ごみ有料指定袋制度の実施です。

第 1 分科会の 27 事務事業からの通し番号ですので、1 枚目が 28 ページとなっています。28 ページをご覧ください。

評価結果の内訳は、「民間企業等へ委託して実施する。」が 1 件。「改善を図る。」が 2 件、「現行どおりとする。」が 1 件です。第 1 分科会の委員数は 5 名ですが、欠席委員や複数の評価結果を示された委員がおられますので、評価結果の合計が委員数と一致しない場合があります。以下、他の事務事業についても同様です。

なお、「主な意見欄」の説明は省略させていただきます。

今中委員長

それでは審議に入ります。御意見のある方は、御発言ください。

山家副委員長

広島市は、事業ごみは有料ですね。家庭ごみについては、現在根本としてどういうことを検討していますか。

環境局環境政策課

一昨年、外部委員を加えて審議会を開催し、家庭ごみの有料化について検討いたしました。その中で、委員から、ごみの減量のためには、有料化も一つの方策ではないかという御提言をいただきました。

ただ、リーマンショックなど景気が低迷していた時期で、市としては、昨年度から実施している第 2 次減量プログラム、ごみの減量のアクションプログラムを順次実施し、その状況を踏まえて検討するというようにしています。

したがって、現在は家庭ごみの有料化ではなく、第 2 次減量プログラムで策定した各事業を実施していくというスタンスをとっています。

山家副委員長

私も家庭ごみの有料化には、必ずしも賛成というわけではありません。もし今後さらにごみの有料化を拡大する方向であれば、この事業の評価が、将来そういう検討を行う上でモデルとなると考えてよろしいですか。

環境局環境政策課

家庭ごみは、事業ごみとはまた違う要素がありますので、すべて同じ目線で検討するというにはなりません。ただ、ごみの減量、リサイクルのために、排出者にある程度の御負担をいただくという点は同じです。その点では、副委員長が言われたように、この検討が将来、ある程度活かされていくものと考えています。

山家副委員長

ごみ袋をつくって、販売店を通じて買ってもらって、収集するという事業ごみの基本的なシステムは、事業ごみと全く違うものである家庭ごみにも適用できるのですか。

環境局環境政策課

そういう意味ですと、家庭ごみは、排出数が事業ごみと極端に違います。別の仕組みになろうかと思えます。

山家副委員長

ありがとうございました。

児玉委員

本事務事業は、評価結果が「民間企業等へ委託する。」が1件で、「改善を図る。」が2件、「現行どおりとする。」が1件ですが、「現行どおりとする。」という評価の、主な意見の内容を見ますと、「経費の中で人件費の削減は是非考慮してほしい。」ということで、現行どおりとは言いながら、これも「改善を図る。」を意味しているのではないかと思います。

したがって、民間企業等へ委託をするか、それとも市の直轄事業として改善を図っていくかという議論になると思いますが、先ほどの御説明からすると、やはり、「改善を図る。」が最も妥当ではないかと思います。

分科会で、ごみ袋の有料化により、事業ごみの処分費用に対する76%をこのごみ袋の販売代金から賄っているとの説明がありました。このカバー率が妥当かどうかという議論はしませんでした。単純に考えてもかなりの率をカバーできていると感じます。

一方で、ごみの処分量を減らすという意味では、料金を高く設定することで排出量を削減できるのでないかという議論もあります。ただ、料金を幾らにすればどれだけごみの量が減るのかという社会的実験をしていないので、現段階ではこの価格で進めていいのではないかと思います。

ただ、この事務事業の事業費が2億円かかっているという点ですが、これは大半が販売店への手数料であると伺いました。そしてその販売店への手数料は指定袋の購入代金の5%だと聞きました。分科会では、本日御欠席の委員から、5%でも低いぐらいだという意見があり、私も実際にそう思います。ただ、手数料の多寡はさておき、例えば実際に手数料を減らすのであれば、主な意見としても出しましたように、インターネットによる直接販売という方法を検討してはどうかと思います。すなわち、現状では指定袋を市から販売店に卸して、販売店から直接事業者へ販売しています。ここに手数料が生じているのであれば、インターネットで申し込んだ事業者へ直接配送する方法にしてはどうですか。これで手数料がどれぐらい減るかは分かりませんが、販売の多様化を図ってはどうかでしょうか。今は、販売を希望する小売店は、基本的に認めているとのことでしたが、そこでまた手続が発生して経費がかかっていると思いますので、その辺を簡素化し、直接販売する方法へ変えていくという改善が最も妥当ではないかと考えます。

今中委員長

今の児玉委員の論点は、評価結果の中でコンパクトに示されております。

児玉委員が言われたとおり、「現行どおりとする。」には、「経費の中で人件費の削減は是非考慮してもらいたい。」とあり、これは「改善を図る。」という観点だと受け止めたいと思います。

それから、「民間企業等へ委託して実施する。」の中に、「受益者負担率を上げるよう努力すべきである。」といった改善を図る観点も含まれています。

したがって、ここは「改善を図る。」を委員会の意見としたいと思いますが、よろしいですか。

〔(はい)の声あり〕

今中委員長

それでは、「改善を図る。」を委員会の意見とします。

なお、前回の全体会議で取り決めた事項を再確認いたしますが、単に「改善を図る。」というのでは、その内容がよく分かりません。「改善を図る。」というのは政府の事業仕分けで言う「見直し

を図る。」に該当しますが、「主な意見欄」に記載された皆様の御意見及び前回の全体会議、そして本日の全体会議で出された御意見を、後日行う市長への答申の報告に添えたいと思いますが、よろしいですか。

〔（はい）の声あり〕

今中委員長

では、そのようにさせていただきます。

【評価結果まとめ：清掃工場管理運営(中工場)(事務事業番号 29)】

事務局

続きまして、資料 29 ページ、清掃工場管理運営(中工場)について審議をお願いいたします。

評価結果の内訳は、「民間企業等へ委託して実施する。」が 2 件、「改善を図る。」が 1 件、「その他」が 1 件です。

今中委員長

御意見のある方は御発言ください。

山家副委員長

「民間企業へ委託して実施する。」というのが多数を占めていますが、心配しているのは、基本的に、行政がやるべき仕事は行政が責任を持って行える体制とすることが必要だと思いますので、こういう事業の様々な部分を民間に委託する場合、民間で受託する能力のある企業がかなり限られるのではないかと思います。例えば、民間でこういう能力を持つ企業が 1 社しかない場合に、この企業に委託すると、不採算となった場合にこの 1 社が撤退するのを行政としては拒否できません。あるいは、撤退されると困るために、行政がその企業の言いなりになるおそれがあります。始めはよくても、長期的に見てそういうリスクがないかきちんと考える必要があると思います。また、民間に委託することで、行政にその業務を行う能力が失われ、民間が撤退した後で再度行政がその事業を実施することが難しくなる危険性もあります。

ですから、民間に委託する場合は、かなり事業内容を絞って、かつ競争入札などである程度の数の企業が申し込んできて、代替がきくような状況であればいいですが、かなり高度なノウハウが必要な事業については、民間への委託についてはある程度ブレーキをかける必要があると思います。

それから、民間の方が低コストだという意見が出ていますが、それはなぜでしょうか。効率的に運用することによって低コストを実現しているのであればいいですが、単に人件費が安いから低コストになっているというのであれば、かなり問題だと思います。今、日本は全体的に賃金が安くなり過ぎたために、非常に困った経済状態に陥っていますが、民間委託によってそれを加速させるようではいけません。イギリスでは、サッチャー政権時代にどんどん民間委託を行って、結果として低コストにはなりましたが、賃金を安くすることによる低コストだったために、後にいろいろな問題が起きました。このため、労働党政権になってからは、従業員の勤務条件を下げずに低コストを実現できるのであれば委託するという原則に変えたようです。民間委託の場合にはこういうことも考えておく必要があると思います。

そういう意味で、民間企業に委託するということに対しては、かなり危惧を持ちます。

今中委員長

第 2 分科会は、民間委託を多数意見で打ち出されていますが、今の山家副委員長の御意見に対して何か御意見がありますか。

児玉委員

実際に第 2 分科会でも、民間委託が利益追求に陥って、環境に対する悪影響を与えるおそれがあるという御意見がありました。

人件費の問題がこの委員会で非常に重要な視点であることは間違いなくて、行政でしかできない

業務とは何かを考える必要はあると思います。例えば、この事務事業についても、現在、すべての業務を市の職員が行っているのではなく、やはり一部を委託しています。管理監督を行政が行うように変えていくというのが恐らく「民間企業等へ委託する。」の意図するところであり、民間で競争状態があつて、どこでも受託できる状態だから委託していいという意味ではないと思います。

肥田野委員

私は山家委員の意見にあまり賛成できません。この事務事業のコスト構造を見ますと、市職員が直接実施すると賃金が平均 800 万円ですから、民間に委託する方が相当安いです。今言われたように、そのコストが安い理由が、質が悪いから安いのか、同じレベだけど安いのかという問題もありますが、そもそもコストに関しては、実際に 800 万円という人件費が高いのか安いのかという非常に本質的な問題があります。

説明では、工場に相当多くの市職員が直接関与している理由は、いろいろなノウハウが必要なためということでしたが、実は、ここは非常に大きな工場で、技術的にも相当レベルが高いので、技術的な側面については民間業者のサポートを随分受けていて、技術開発もすべてお願いしている状態です。ですから、市職員が本当に高いノウハウを持っているから高い給料なのか、そうではなくて、たまたま給与体系がそうなっているからこの給料を受け取っているだけなのか非常に大きな分かれ目だと思います。もちろん、この点は精査が必要ですが、相当コストが高いというのは、少なくとも資料を見た上では非常に感じました。民間委託というのは大変込み入った難しい問題があります。

私は実際にこの工場を何回か見学させていただきました。この建物は実は非常に立派な建築家がつくったもので、中の施設も非常に高度化されています。しかし、今は、有料化やりサイクルの強化もあつてごみの量がどんどん減ってきている状況で、今後もこの体制を維持できるのかという本質的な問題があります。行政でごみの排出量を予測していますが、私も経験上分かりますがこういう予測はほとんど当たりません。今までのトレンドからすればこうなるだろう、といった相当安易な需要予測のもとに規模を計算して、事業を実施しているのが実態です。

ですから、そういう意味では、単純にすべて民間に渡せばいいということを行っているのではなくて、今のやり方自体に本質的な問題があるので、その改善のための第一歩として、例えばできるところは民間企業に委託して、どこまで効率化できるのか、あるいはごみ処理量が少なくなった時に、今のような人員体制で本当にいいのかということのを先に議論していただきたいという意味で、「その他」という意見にしました。やはり、今までもごみの需要予測はほとんど外れてきましたから、これに基づいて事業をやっていくのは非常に難しいと思います。

今中委員長

今の肥田野委員の意見は、「その他」で、規模を縮小しながら、大方の部分を民間委託するということですね。

肥田野委員

はい。

今中委員長

第 2 分科会の意見の多数は、「民間企業等へ委託して実施する。」でしたが、ただ今、山家委員から別の指摘がございました。したがって、採決したいと思います。

今の肥田野委員の意見を含めて、「民間企業等へ委託して実施する。」という方に、まず挙手をお願いします。4 人でございます。

それから、「改善を図る。」という方、挙手をお願いします。3 人です。

それでは「民間企業等へ委託して実施する。」が多数ですので、これを本委員会の意見といたします。

【評価結果まとめ：大型ごみ破碎処理施設管理運営(事務事業番号 30)】

事務局

それでは、資料 30 ページ、大型ごみ破碎処理施設管理運営について審議をお願いいたします。
本件は、「民間企業等へ委託して実施する。」が 1 件、「改善を図る。」が 1 件、「現行どおりとする。」が 2 件で、評価結果が分かれています。

今中委員長

御意見を賜りたいと思います。

児玉委員

本件は、大型ごみの破碎、選別ということで、なかなか効率重視の民間で実施するには難しいところがあり、基本的には行政で行うべき事業ではないかと考えています。

ただ、ごみを分別しても、不燃物は埋立て処理しているという点が気になっていまして、今後、技術革新等により埋立地の延命化とごみの資源化を図ることが課題として残っていると思います。そういった課題に対応するために、何を、いつまでに、だれが、どのようにしていくのかという議論を含めないと何とも言えない問題ですが、ここで議論すべき大型ごみ破碎処理施設管理運営という事業に関しては、引き続き行政で実施していただく方がいいのではないかと考えています。

今中委員長

児玉委員の意見は、改善を図りつつ、行政に実施を任せるということですね。

児玉委員

主な意見の中で、「リサイクルに対するインセンティブ(単なる対価の支払いではなく、CO2 削減のオフセットクレジットなど)をフィードバックする仕組みが必要である。」というのがあって、非常に面白いと思ったのですが、これについて御説明をいただけますか。

今中委員長

多山委員の意見ですか。

事務局

児玉委員の意見です。

児玉委員

私ですか。自分でオフセットクレジットという言葉を使っていたということを失念していました。今実際に、国全体で CO2 削減の仕組みを取り入れていまして、そういう仕組みを改善の中に入れていただければ、非常に面白いと思います。

今中委員長

評価意見は分かれています。今、児玉委員が言われたように、施設そのものが行政に管理を任せている方が効率的であるという視点で、「現行どおりとする。」という意見も「改善を図る。」の意味が込められているということで、「改善を図る。」を委員会の意見としてよろしいですか。それとも採決をとることにしましょうか。

肥田野委員

「改善を図る。」でいいと思います。

今中委員長

それでは、「改善を図る。」を当委員会の意見といたします。

【評価結果まとめ：競輪事業(事務事業番号 31)】

事務局

それでは引き続きまして、資料 31 ページ、競輪事業でございます。

本件は「縮小を図る。」が 1 件、「民間企業等へ委託して実施する。」が 2 件、「改善を図る。」が 3 件、「速やかに廃止する。」が 1 件で、評価結果が分かれています。

今中委員長

御意見を賜りたいと思います。

肥田野委員

私は「廃止」と評価しました。

かつては、市の財政に対して相当額を支援するという非常に大きな役割を果たしていたという歴史的な事実はあると思います。しかしこの 10 年ぐらいはそういう市財政に対する支援もなくなってきています。しかもこの事業を維持するためには施設の維持が必要で、ところが、いわゆる民間の会計制度と異なり、市の会計上はそういう施設の改修費用を減価償却費としてきちんと計上しているわけではありません。よって、もし今後施設が使えなくなった時には、また大きな投資が必要となるということで、果たして、この事業をこのまま続けていけるかという大きな岐路に今立っています。

もう一つは、果してこの事業は市職員が実施すべきものなのかという疑問があります。アルバイトの方などを相当お使いになっているというお話を伺いましたが、こういう事業自体を、市が直轄して経済局競輪事務局という部局をつくって実施するものではないと思います。

そういう意味で、基本的には廃止の方向で考えた方がいいと思います。

山家副委員長

私は、公営ギャンブルを行政がやること自体に相当問題があると思います。基本的にはやるべきではないが、ある程度収入があった時代は、財政の助けになるのであれば仕方がないという感じもありました。しかし今は全然市の収益になっていないということですから、もう手を引いていい時期ではないかと思います。ですから「廃止」という意見です。

金谷委員

調書を見ますと、歳出の中で JKA 交付金等というのが 8 億円近くあり、これが機械工業の振興や社会福祉の増進事業に充てられているとのことですが、これは国の関係団体へのいわゆる上納金ですか。また、その上納金は地元に戻元される仕組みになっているのか教えてください。

経済局競輪事務局

JKA 交付金は、法律で定められていて、公営競技を実施するに当たり、売上に応じて中央に納める交付金です。この交付金は、機械工業の振興、福祉の増進事業のために中央を通じて各自治体、各地域に戻元されています。

金谷委員

上納金を広島市から 8 億円近く納めた結果、地元に戻元されるのも 8 億円相当ですか。それとも調書にあるように、8 億円納めても返ってくる金額は 4 億円程度しかないということですか。

経済局競輪事務局

調書の⑩で、JKA 交付金等として記載されている約 8 億円の内訳は、今御説明しました JKA 交付金の他に、全国の施行者の協議会への負担金などが含まれます。調書の⑪でも触れていますが、実際、21 年度(2009 年度)の JKA に対する交付金は、3 億 9,000 万円で、これがどのように広島市に戻元されているかという点は、いろいろな補助事業に使われていますが、詳しい資料を持ち合わせていません。

金谷委員

競輪事業から市の財政に対する繰入金はありませんが、JKA 交付金の一部が地元に戻元されるのなら、この部分で地元で貢献できている可能性はあると思います。それと、市のやり方に対する見直しは当然ですが、全国各自治体の公営ギャンブルからこれだけの上納金を集めている国の団体が

何をしているのか把握するべきだと思います。この事業の本旨が、地方財政の健全化であるということを見ると、この上納金が、汗をかいた所にきちんと還元されるよう、中央に対して言うべきことは言って、あるいは中央に納めて分配してもらうのではなく、地方できちんと役立つように使える仕組みに変えていくことも大事だと思います。

今中委員長

そもそも論ですが、地方公共団体に公営ギャンブルが認められたのは、収益を一般財源に繰り入れて、福祉や公共施設に使えるようにするというのが本来の目的でした。それがずっとじり貧が続いて全く機能しなくなったからといって、若いファン層を取り込もうとしているようですが、このようなものに若者を引っ張り込むというのは、そもそも発想自体がおかしいと思います。

それから、公営ギャンブルが認められたころは、まだ世間に趣味娯楽施設が少なかったため、こういう施設があってもいいとされていました。ところが、今では公民館も充実し、スポーツ施設などは官民間問わず充実してきて趣味娯楽施設には不自由しないのですから、なぜ今からこの施設を耐震構造の調査を本格的にして、建物をつくり替えてまでやっていくのですか。競輪運営委員会というものがあるそうですが、ここでなぜそういう議論がされないのか疑問に思います。この競輪運営委員会はどのようなメンバーで、何を審議しているのですか。

経済局競輪事務局

競輪運営委員会は、平成 16 年度(2004 年度)以降開催していなかったのが実情で、現在、再開に向けて準備しているところです。

今中委員長

6年間何もしていなかったということですか。

経済局競輪事務局

競輪運営委員会は、競輪に関する重要事項を審議する機関という位置付けです。平成 16 年度(2004 年度)以降は、運営が形骸化していた部分があって、審議会を開催していなかったのが現状です。

今中委員長

どういうメンバーで構成していますか。

経済局競輪事務局

地元の団体や市議会議員の皆さんが当時構成メンバーでした。

今中委員長

地元というのは宇品ですか。

経済局競輪事務局

南区です。

今中委員長

南区ですね。

やはり、ずっと一般会計への繰入れがなくて、設備の改修資金の積立てのことを考えれば、民間でいえば実質的には赤字ですね。それでもなお、そういうスタンスでいいのか疑問に思います。私は「廃止」の方向だと思います。今、400 人の雇用の問題を懸念しているとのことですが、民間企業であれば経営が立ち行かなくなれば解雇します。400 人の雇用確保を金科玉条としても、この不特定少数の人を対象にしたギャンブル施設にこれだけの市費を投じることについて、市民の理解は到底得られないと思います。

山家副委員長

調書で正規職員の人件費が1億7,500万とありますが、これは実費ですか。他の事務事業では広島市の職員の平均給与800万円に人数をかけた金額で計算していますが、ここは割り返すと1人当たり千何百万円になりますので、実費ですね。ということは、給与が平均よりもかなり高い人がこの16人の正規職員の中に含まれているということですか。

経済局競輪事務局

特別会計ですので、人件費も含めて競輪特別会計で予算措置をしまして、御指摘は調書の⑪の人件費かと思いますが、これは予算額をそのまま記載しています。給料表自体は基本的に同じです。

山家副委員長

他の事務事業では、大体みなし計算で人件費を出していますよね。大体1人当たり800万円ぐらいという数字が出ています。ここはそれとかなり違う数字が出ていて、実際に予算化された人件費だということは、この正規職員16人には人件費が800万円より高い方が多く含まれていると理解してよろしいですかという質問です。

経済局競輪事務局

平成21年度(2009年度)の決算額を見ますと、正規職員17名に対して人件費が1億5,800万円で、1人当たり平均で930万円です。これが決算上の実績です。

事務局

この人件費は実費です。

山家副委員長

分かりました。

児玉委員

今の件を分科会で質問した際、この人件費には残業代も含まれているとの御回答でした。実際には年に58日間しか開催しない事業に、市職員が残業代までかけて関わっていて、ハコモノ行政の典型例として、施設をつくってしまったのが傷んできたから、その改修が必要だという考えで、なぜこれをやり続けたいとイケないのかという本質的な議論から外れているようなお話だったと記憶しています。

ここでは公営ギャンブルの是非を問うものではないと思います。私自身は、公営ギャンブルの価値というものがあるべきという観点ですが、競輪事業に関しては、目的から大分外れてきてしまっていると思います。民間に委託できるものを市の直営でやり続け、多大な人件費を計上し、なおかつ、つくってしまった施設を壊すのは忍びないからと言って補修費をかけて、本来の目的である財政への繰入れができていないとすれば、これは結論としてはやはり「廃止」若しくは「民間企業等へ委託」以外は考えられません。

経済局競輪事務局

先ほど、年間58日間しか開催していないとおっしゃいましたが、よその競輪場の車券の場外販売を合わせると年間300日間あり、職員は実際には年間300日間以上勤務しています。このため当然時間外も増えているという状況です。

児玉委員

分科会でもその議論はしたと思いますが、実際には、他の競輪場での開催に関する業務について、あの施設の必要性はほとんどないと思います。車券を販売しているというのも、現場はほとんど非常勤職員若しくは臨時職員だと伺いました。実際に正規職員が何をしているかという議論は深めませんでした。そもそも時間外賃金を支払ってまでやって、本来の目的を達成できていないという点に関して、分科会では御説明がなかったように思いますが、いかがですか。

経済局競輪事務局

現在、競輪業界全体で非常に売上が伸び悩んでいるというのが全国的な傾向で、そういった中で、場外販売によって得られる手数料収入等が大きな収入源の一つとなっています。この場外販売は、早朝から販売を始めるために、時間外の業務が発生します。

また、他場との調整が多くあり、例えば、台風等によって他場が中止になった時などは入場者の方の誘導や案内などに職員が出る必要がありますので、本場で主催するのと同程度の業務量が発生します。

山家副委員長

児玉委員から、公営ギャンブルの是非はこの委員会で議論するものではないというお話がありましたが、私は、この事務事業見直し等検討委員会は、最初にその事業が市としてやるべき事業か、やらなくてもいい事業か、やってはいけない事業か、それを判断するのが第一の任務だと受け止めました。こういう議論は、行政の内部であまりされてこなかったと思います。その判断をした上で、やるべき事業であれば、ではいかに効率的にやるか、どこに無駄があるかをチェックするという2段階で考えてきました。

そうすると、競輪事業を市としてやるべきかどうかというのは、この委員会でもまず主要議題になると私は考えています。そして、やるべき理由として、人々を楽しませているかとか、収益が市の財政健全化に効果があるかという、いろんな視点からチェックします。人々を楽しませているかどうかについては、委員長もおっしゃいましたが、かつてはそうだったかもしれませんが、大分状況が変わってきました。それなのに若者や女性に一生懸命売り込むようなものかという疑問はあります。それから、財政の健全化という点ではもうほとんど効果がなくなったと言えます。

そして、仮にこの事業を今やめれば、事務事業概要調書の⑭にある5億円近くの積立金が浮いて、広島市として自由に使えるようになります。条例や規定上可能かどうか分かりませんが、いかがですか。

経済局競輪事務局

今、基金は5億円ございます。

我々としては、お客さんにより快適な環境で競技を楽しんでいただくということの前提で積立てを行ってきたものでございます。

当面、そういう目的のために確保しています。

今中委員長

この問題だけ時間を割くわけにもいかないので、第2分科会の意見はここに詳述されていますので、ここで採決をしたいと思います。「民間企業等に委託して実施する。」が2件、「改善を図る。」が2件、「速やかに廃止する。」が1件ですが、私の意見として、「経過措置期間を設け、廃止する。」を選択肢に入れさせていただきます。それでは、採決いたします。

肥田野委員

「実施」と「廃止」の中で意見が相当細分化されていますが、「実施」か「廃止」かという選択が、相当大的な意思決定だと思います。

細分化された意見で多数決を取って一番多かった項目と、「実施」と「廃止」とで多い方とどちらで意見を決めるのですか。

今中委員長

この評価票にあるのは第2分科会の方の意見で、本日は第1分科会の委員も加わっていますから、その判断を含めて多数決にしたいと思います。

肥田野委員

そうすると、選択肢をどう設定するかによって、どこに手を上げるかが変わると思います。

今中委員長

選択肢の項目を減らす必要があるという意味ですか。

肥田野委員

いいえ。今、評価票上は4つの選択肢がありますね。

今中委員長

はい。

肥田野委員

それで、委員長がもう一つ加えるとなると、5つの選択肢から選ぶということになるのですか。

今中委員長

そうですね。私の意見である、「経過措置期間を設け、廃止する。」を加えます。

肥田野委員

いずれにしても、ここに出てくる選択肢は第2分科会の結果なので、これをある程度尊重するにしても、これに従う必要はないですよ。

今中委員長

はい。

肥田野委員

ですから、今ここで採決するための選択肢として、どれを選べばいいかというのを最初に言っていないと、手を挙げるのが難しいです。

今中委員長

一応、これまでの採決でベースにしたのは、各分科会の方の意見として出たものを…。

肥田野委員

各分科会の委員の意見がまずあると。

今中委員長

その意見を挙げて、それから…。

肥田野委員

それに委員長の意見が加わって、その中で一番数の多い意見が最終的に選ばれるということですか。

今中委員長

そうです。多数決です。

肥田野委員

そういうことですか。

今中委員長

はい。原則多数決で決めます。

肥田野委員

分かりました。

今中委員長

それでよろしいですか。

肥田野委員

でも、この問題については「実施」か「廃止」かの意思決定によって相当違うと思います。ですから、仮に票が割れた場合、意図した意思決定が多数決で一番にならない可能性がありますよね。

今中委員長

割れた場合は、両論併記します。

肥田野委員

そういうことですか。

フィフティ・フィフティであればいいと思いますが、どちらかが多ければそちらの意思決定とするということですか。

今中委員長

こういう場ですから、採決は多数決によるのが原理原則だと思います。

児玉委員

今おっしゃっているのはこういうことですか。例えば、「実施」という項目に対して三つ選択肢があります。

今中委員長

そうです。

児玉委員

「廃止」という項目に対しては二つ選択肢があります。

今中委員長

私が新たに加えたので二つです。

児玉委員

もしそれぞれの選択肢を選んだ方が 2 名ずつだとすると、「実施」には三つ選択肢があって 6 名の方が「実施」と考えていることになります。そして「廃止」には二つ選択肢があって 4 名の方が「廃止」と考えていることになります。しかし、選択肢に細分化して票数を考えた途端、みな 2 名ずつで同数という扱いになるということです。

ですから、特にこうやって意見が分かれた場合には、まず、「実施」か「廃止」かを決めた上で、例えば「実施」と判断されたのであればどのような方法でいくのか、「廃止」と判断されたのであればどのような方法がいいのかという 2 段階で判断する方がいいのではないかと御意見ではないかと思えます。

今中委員長

それは非常に理解できますが、第 2 回全体会議で、こういう手法で採決したのに、この事務事業だけそういう手法を採るのがいいのかどうかという問題があります。それは委員の皆さんがその方が合理的なのでそれでいいということであればそのようにいたします。

山家副委員長

やはり「実施」と「廃止」とでは方向性が全く違いますので、まずその二つで多数決をとった方が、この場合はすっきりするのではないかと思います。

今中委員長

この競輪事業に関してはということですか。

山家副委員長

他の事務事業は前回以来の方法でいいと思いますが、競輪事業に関しては性格が違う採決になると思いますので、肥田野委員が言う、先に「実施」か「廃止」かの三つから選択する方法がいいと思います。

今中委員長

その後で各選択肢について採決するということですか。

山家副委員長

例えば「実施」と決まればその中で選択肢を選ぶ方が、間違った答えが出てきにくくなると思います。

今中委員長

山家副委員長の案でよろしいですか。それでは、この競輪事業に限ってこのような採決方法を採用します。

「実施」に賛成の方、4人。

「廃止」に賛成の方、3人。

それでは、「実施」ということとさせていただきます。

「実施」について「民間企業等へ委託して実施する。」という方、4人。

「改善を図る。」という方、2人。

「縮小を図る。」という方…。

山家副委員長

「縮小を図る。」もあるのであればそちらにします。

今中委員長

以上のおりでございます。

「民間企業等へ委託して実施する。」を当委員会の意見といたします。

【評価結果まとめ：新技術研究開発資金融資制度(事務事業番号 32)】

事務局

続きまして、資料 32 ページ、新技術研究開発資金融資制度でございます。

これにつきましては、「改善を図る。」が 1 件、「速やかに廃止する。」が 3 件、「経過措置期間を設け、廃止する。」が 1 件です。

今中委員長

御意見を賜りたいと思います。

児玉委員

この事務事業を見て、そもそもの事務事業見直しの基準である事業費 1,000 万円以上というものの定義を疑問に思いました。本事業は、平成 19 年度(2007 年度)は申請が 1 件、承認が 1 件、融資実行が 0 件で、それ以降平成 20 年度(2008 年度)も 0 件、平成 21 年度(2009 年度)も申請、承認は 2 件あったものの、融資実行は 0 件ということで、申請、承認はあっても、実際には新規融資に関するお金が動いておらず、そもそも 1,000 万以上の事業費というのは何なのかと疑問に思いました。融資のために用意していて金額が 1,000 万円以上あったということで取り上げられたのかと思いますが、実質的に全く動いてないということで、基本的には速やかに廃止かと考えます。

今中委員長

評価結果は分かれています、主な意見欄を見ると「改善を図る。」の中にも、「他の補助事業などとの統合も検討する必要がある。」といった廃止の観点が含まれています。

したがって、「速やかに廃止する。」を委員会の意見としたいと思いますが、よろしいですか。

〔（はい）の声あり〕

今中委員長

それでは、そのようにいたします。

【評価結果まとめ：こども村管理運営(事務事業番号 33)】

事務局

続きまして、資料 33 ページ、こども村管理運営について審議をお願いいたします。

本件は、「改善を図る。」が 2 件、「速やかに民間企業等へ移管する。」が 2 件、「経過措置期間を設け、民間企業等へ移管する。」が 1 件で、評価結果が分かれています。

今中委員長

御意見のある方は御発言ください。

山家副委員長

第 2 分科会の意見としては「民間企業等へ移管」が半分を占めていますが、民間企業に移管した場合、営利事業として成り立たなければ民間企業は撤退しますよね。ということは、こども村は、民間で採算が取れればやってもらって、不採算になればなくしてもらってもいいという御判断なのですか。資料を見る限りは、子どもたちにとって非常に有意義な事業だと思いますので、やった方が極めてよろしいと思います。「民間企業等へ委託」であれば、その企業が撤退しても、また市が運営するなり、別の企業へ委託すればいいと思います。しかし移管の場合は、移管後にどうするかはその企業の自由ですから、全く違う施設に変えても、やめてしまっても、あるいはよそへ売却してもいいということで、市が責任を持たないのは問題だと思うので、私は「改善を図る。」に賛成です。

肥田野委員

民間企業に対して、条件を付けて運営させるということはある程度あり得ると思います。こども村の管理運営にはいろいろな細かいノウハウが必要だと思いますが、これを JA に再委託するなど構造が相当複雑になっているために、そこで余計な仕事が発生しているのではないかと思います。特に NPO 法人は施設自体の所有という大きな問題があると思いますが、きちんと条件を付けて運営させれば、もう少し効率的にできると思いますので、模索した方がいいと思います。委託はある程度は既に実施していて、JA にも一括して委託していますが、そのやり方が本当に子どもたちのニーズに合うものになっているとは思えません。やはり条件を付けて移管することでもう少し民間の知恵を入れる。それで駄目でも、この手のものであればまた行政に戻して管理運営できると思いますので、そういう努力をした方がいいと思います。

山家副委員長

肥田野委員の意見はよく分かりました。「民間企業等へ移管」については、条件を付けて移管するというのであれば、反対する理由はなくなってくる。事業をやめる場合にはきちんと市に戻すとか、こういう条件はちゃんと守るといった条件付きの移管という意味で、全面移管ではないのであれば結構だと思います。

井手口委員

事務事業概要調書の⑭で雨漏り、耐震性の対応等で多額の費用が必要であると記載されていますが、この修繕の関係でどれぐらいの金額が必要ですか。

経済局農林水産部農政課

修繕更新箇所については、耐震調査も含め、今必要なものを、優先順位を付けて 10 項目ほど挙げています。それにかかる費用を合計すると、これは 1 年ではなく何年かに分けて実施する予定ですが、9,736 万円の見込みです。

児玉委員

私も先ほどの肥田野委員の御意見におおむね賛成です。特にこの事務事業に限ったことではありませんが、この施設に対して、市のいろいろな部局から違う仕事が行っているのが非常に気になりました。農政課や教育委員会などがそれぞれ、こども村と、併設している野外活動センターを、時と場合と目的に応じて使い分けしているというのが、民間の視点からすると非常に無駄が多いと感じます。今、こちらの指定管理者は財団法人広島市ひと・まちネットワークということですが、ここの運営方法が妥当かどうかは別として、市の直轄から一括して民間に移管して、そういった担当部局の違いによる課題をまとめて解決すればいいのではないかと考えます。

今中委員長

先ほど、山家副委員長から条件付きであれば民間移管でもいいという御意見がありましたね。ただ、現実問題として、移管した後に条件を満たさなかったら、その事業をまた市に戻して実施するという事は可能ですか。

経済局農林水産部農政課

可能かどうかの判断はこの場ではできませんが、民間に移管するという事は、こども村は農林水産省の補助金を受けていて、まだ幾らかは残っていますので、事業を廃止するとなると補助金返還の問題が出てきます。やはり事業の継続という点は担保する必要があると考えています。いったん移管して、また市に戻すというのは、私の知識の範囲では難しいと思います。

肥田野委員

この辺りは行政手続事案が含まれるので、農林水産省と議論しなければならないことが相当あると思います。しかし、こういうことにトライしないまま、今の方法を続けていくという姿勢については、第 2 分科会でも非常に問題になりました。「改善を図る。」とすると、所管課の方で、委員会の意見だけ聞いておいて、今のやり方でこのままやろうという方向にならないか非常に危惧しています。一度、農林水産省に、民間企業に条件付きで移管する方法がないか照会をかけるとか、どういう条件であればそういうことが可能なかを行政内部で真剣に議論すべきだと思います。今の課長の回答は、今のところ難しいとのことでしたが、どの事務事業でも、やり方を変えるのは大体難しいものです。難しいからできないということを認めてしまうと、このままやらざるを得ないという結論にしかならず、ここで議論する意味はなくなります。ですから、やはり一度そういうことを真剣に考えていただく必要があると思います。

これも、第 2 分科会で出た意見ですが、教育委員会が各学校から子どもをこども村に行かせるようにしていて、これによって広島市の方は子どもの時に 1 回はこども村に行ったという経験を持っていますが、それが本当にシステムティックに運営されているのかということに相当問題がある気がします。ですから、必要な機能は残して、実際の運営は民間の方に任せた方がうまくいく場合もあると思います。ですから、努力を是非していただきたいと思います。

今中委員長

その条件が満たされなかったら戻すという選択肢を山家副委員長が言われたものですから、そういう選択肢があり得るのかどうかを課長に確認しました。

肥田野委員

それは、もちろん移管する前に検討します。ですから、一回移管してすぐ戻すということではなくて、こういう条件でどうかと提示して移管するわけですから、その条件を詰める必要があります。ですから、先ほどの所管課の回答は少し違うような気がします。つまり、農林水産省としてはそう

いうことはできないのではないかと。つまり、補助金をまず返上しないとできないという回答だったと思います。もちろん移管した後でまた戻せるかどうかというのも相当重要な議論ですが、まずはその条件をきちんと検討しないと、答えが出ないのではないかと思います。

山家副委員長

民間企業に移管する際に、今のこども村のよさを生かすという条件を付けるのは現時点では非常に難しいと思います。移管というのは全部譲り渡すということですから、移管を受けた後に民間企業がその条件をきちんと守ってくれるかどうか非常に疑問があり、リスクは大きいと思います。いかに効率的に運営するかという肥田野委員の意見もよく分かりますが、それによるメリットとデメリットを両方考えると、やはり私としては、「改善を図る。」ということで、いろいろとそういう点を検討しながら、よりこの精神に沿った運営が効率的にできるように考えていただきたいと思います。やはり「民間企業等への移管」という評価には責任が持てません。

今中委員長

いろいろ意見をいただきましたが、評価結果にバラツキがございますので、採決したいと思います。

それでは、第2分科会の評価は「実施」が2件、「民間企業等への移管」が2通りに分かれて3件ですが、意見が分かれていますので、項目別に採決します。

「改善を図る。」に賛成の方の挙手をお願いします、2人。

「速やかに民間企業等へ移管する。」、1人。

「経過措置期間を設け、民間企業等へ移管する。」、4人。多数です。

それでは、「経過措置期間を設け、民間企業等へ移管する」を当委員会の意見といたします。

【評価結果まとめ：林道整備(事務事業番号 34)】

事務局

続きまして、資料34ページ、林道整備でございます。

これにつきまして評価結果の内訳は「改善を図る。」が2件、「現行どおりとする。」が1件、「段階的に縮小して廃止する。」が1件、「その他」が2件で、評価結果が分かれています。

今中委員長

御意見を賜りたいと思います。

肥田野委員

林道整備について、私は「その他」と評価しましたが、まず森林の機能は非常にあるということは百も承知で、非常に大切であるということを前提にしています。今の林道整備は、1km ずつとか500m ずつぐらいの工事を継続していくというやり方をされていて、その際に費用便益分析をしていますが、代替法という計算方法を使っています。この計算方法では、例えば、森林が水を留める機能をダムに代えるとどれだけの費用がかかるか計算し、その金額を便益として考えます。これはある程度全国的に決まった数値を使って計算しているということで、極めて非科学的な方法です。私は農林水産省の林道整備について検討する委員会にも参加していますが、そこでもこの計算方法には問題があるという意見が学者の中から出ています。

それで、この事業でもその計算方法を援用して、何メートルごとに幾らの便益があるという換算式を用いて、それを積み上げるような仕組みにしていますが、私はそういうことをベースに林道整備を実施するというのはやはり非常に根本的な問題が多いと思います。林道整備は、やはり治山治水や、もしあればレクリエーションの関係の方ともきちんと議論をして、広島市としてある種のマスタープランをつくった上で進めるべきだと思います。今のやり方では、もう事業が進んでいるから引き続き次もやらせてくださいという形ですとずっと続いていきます。そして候補地は幾らでもあって、どんどん林道整備を進めていくこととなります。この状況で、地球環境の問題も含めてトータルの意味できちんと対応しているとは余り思えません。事業費はそれほど多くありませんが、是非ここで一時中止して、もう一度きちんと整理していただけないかと思います。これが、事業費が少

ないからいいのではないかという感じになると、結局、同じことが繰り返されていくと思います。この事業自体を廃止するのはなかなか難しいと思いますが、少なくとも「実施」の方向で検討するのはまずいと非常に強く感じます。これは日本全体の問題ですが、せつかくこの委員会で取り上げたのですから、森林を非常に大切だと思ふ立場として、広島市はどこをちゃんとやるべきなのか、林道整備か、NPO 活動の補助金としてやることなのかを一回整理して、そして市の事業費を効率的に使っていただきたいと思います。

今中委員長

「その他」という御意見ですね。

肥田野委員

はい。

児玉委員

これは林道整備という視点だけではまずくて、林業をどうしていくかということとセットで考える必要があると思います。林業自体をどうするかという総論から考えれば、林業は当然必要だという結論です。そうすると、林道が必要ということになると思います。費用対便益を考える場合も、今後林業をどうしていくかというビジョンと、その実行策とのセットでないと判断しにくいと思います。今の段階では、少なくとも一通りの新規開設は済んだということですね。今、事業費の 25%程度は開設費用に回しているとのことなので、新規開設が徐々に減っているというのは大いに賛成です。予算があるから、また新たな林道を開設しようということになっていないという点は評価したいと思いますが、一般的に林業をこれから活性化させていくのであれば、当然、道路を整備する必要がありますし、林業と一体化していれば自ずと整備されていくのかもしれない。ただ、事業費の残り 75%が整備に使われているというところの議論で、普段使わないので整備しないと林道が駄目になってしまうという意味合いが強く感じられたので、その点が気になっています。林業を活性化させるために林道が必要なのであれば、どれぐらいの費用をかけて整備するかという話になると思いますが、そもそも放っておくと廃れてしまうというのはどういうことだろうと若干疑問に思います。改めて維持管理という点を所管局から御説明いただけますか。

経済局農林水産部森林課

今後、林業をどうしていくかという御質問だと思いますが、今、委員がおっしゃったように、林道は基幹的なものとして位置付けています。新規開設は 4 路線ありますが、これでほぼ完了するという考えです。それぞれ完了までにかかる年数は違いますが、これが完了した後の開設予定は今のところ考えていません。それよりは、林道から派生する作業道の方がすごく重要で、広島市では 67%を森林が占めていてかなりの区域に広がっていますが、どの地域にも林道・作業道が必要だということではなくて、林業生産をする地域に限定して作業道を開設するのが今後の計画です。その中で木を使って、自然循環をさせることで林業を再生させていくことが一番大きな課題ですので、そういう考え方で進めていきたいと考えています。

児玉委員

ということは、林業の活性化のためには作業道も含めた林道整備が必要で、逆に言えば、林道整備をしないと林業は活性化しないという論理でよろしいですか。

経済局農林水産部森林課

はい、そうです。

児玉委員

これはニワトリが先か卵が先かという論理になると思いますが、まずは、林業を活性化させるために、国や市の予算が付いて、その一部として、森林の再生や木材の国内での活用のために林道整備というものがあるような気がします。この事業単体でとらえると、道路整備という感じになりますよね。ですから、どう判断していいものかよく分からないのですが。

肥田野委員

今の所管課の御説明では、主要な林道は相当整備されていて、あとは作業道を整備するだけのことですが、広島市がどうかは分かりませんが、全国的な実態としては、地権者が分からないような過疎的な森林が多いとか、ある部分は所有者が林業に対して相当な熱意を持っているが、その隣は全然そうではないというまだらな状態になっていて、作業道の整備自体、なかなか難しい状況です。私の認識としては、山の所有者が、メリットがないため放置しているような森林がたくさんあると思います。広島市はどこも全部うまくいっているというのであれば、作業道を整備すれば林業の再生につながるという御主張は分かりますが、少なくとも私が他県で見た限りではどうもそんな単純な話ではなくて、林道整備によって林業の再生を実現できる所というのはやはりごく一部に限られていて、林業でうまく採算をとるのがほとんど不可能な場所が圧倒的に多いです。そういう意味では林道整備が林業の再生に直接つながらない可能性もあると思います。例えば北海道では、NPOや会社が植樹祭のようなことをやって、ボランティアの人が木を植えるなど、ソフト面での事業を実施しています。つまり、普通には採算性が成立しないような所でシステムをどう構築するかが非常に重要となる事例がたくさんあります。そういう話まで含めないと、作業道だけ整備すればうまくいくとは私は思えません。所管課として、作業道の整備を進めれば、森林のうちの9割方はうまくいくという勝算があつて、そういう政策を実施しているというのであれば非常に前向きだと思いますが、仮に林道整備をしても、その所有者が林業に一生懸命取り組むというケースが非常に少ないのであれば、その方針自体が厳しいのではないかと思います。

経済局農林水産部森林課

林道の次にきめ細かい基盤である作業道は、林業生産を進めていくことを目的として開設します。広島市においては、市で定めている区域、低コスト林業団地という、要するに採算性があり、森林所有者の意欲が高く、森林の所有形態もはっきり確認できる所についてきめ細かい作業道を開設し、木材生産を進めていくことにしています。ですから、広島市域の面積の67%を占める森林の中で、区域面積は資料を見ないと分かりませんが、一部の区域にはなります。

肥田野委員

それはどのぐらいですか。

経済局農林水産部森林課

面積ですか。

肥田野委員

はい。

経済局農林水産部森林課

低コスト林業団地の区域の面積が約9,200ha、民有林の面積が約5万5,000ha、箇所については佐伯区の一部、安佐北区の一部、安佐南区の一部、安芸区の阿戸町の一部の区域です。そういった区域を重点的に林業生産活動が見込める区域として限定しています。これは所有者と確認して、手続をした上で、最終的には国・県の事業採択を受けて作業道を開設して、そういった区域を重点的に進めて、木材生産を活性化することで森林の維持・保全をしていくという施策を今後とも進めていくということです。

肥田野委員

5万5,000haのうち9,000haですから、全体のうちの20%ですね。それで、作業道の開設は何年ぐらいまでかけて実施するつもりですか。全部すぐにはできないですよ。9,000haに開設するには時間がかかるとは思います。計画としてはどれぐらいかかりますか。

経済局農林水産部森林課

計画というのはこれから、作業道の整備率が低いからです…。

肥田野委員

100年ぐらいかかるのではありませんか。すぐ完了するような事業ではないですよ。

経済局農林水産部森林課

そうかもしれません。

肥田野委員

そうですね。林道を整備するといいいというのは分かりますが、現実として林業だけでは問題は解決できなくて、費用対効果の面でも、少なくとも民間でいう採算はほとんど合いません。だから環境対策という視点を入れて、この事業を継続する意義があるという御主張をしているわけですよ。つまり、林道整備は林業だけではなく、社会的便益があるからやる意義があるのだという論理だと思います。しかし、社会的便益を追求するのであれば、林道だけではなく、治水や治山、あるいはレクリエーションなど森林に関連する他の事業と全体的に考えない限り、今言われたマスタープランも現実性がないということになります。

今回の事務事業見直しでは、もうじき完了しそうなこの事業について、どうすべきか議論したいということで対象事業に挙げているわけですよ。しかし、実際にはこの先も、結局は作業道整備と名前を変えただけで、林道整備をまた続けていくようなものですよ。本当に環境のためにこの整備を進めているとは思えなくて、作業道としての林道が整備されれば環境問題もうまくいくだろうという楽観的な考えのように感じます。その辺りを、森林に関与するいろいろな人が林業をその一部に含める森林の計画に関して、一同に会して議論しているとは思えないのですが、実際はどうですか。

経済局農林水産部森林課

現在、広島市森づくり推進委員会という市民の代表の方、学識経験者、関係団体の方で構成する委員会を開催し、林道のみならず、間伐など林業に関する事業全体について御意見を伺っています。そして平成16年度(2004年度)に広島市森林づくりプラン21を策定し、現在はそれに基づいて間伐や林道整備の基本計画を推進しています。

金谷委員

調書では、目的の中に、一部の地域の方々にとって通勤通学などの生活道になっているということが記載されています。確かに過疎地域の方々にとっては、他に道路整備の手段が無く、林道が命の道になっている可能性があると思います。そういう、本当にこれがないと通勤通学や緊急事態の時に困るといような林道は全体のうちのどのぐらいありますか。

経済局農林水産部森林課

林道のうち、開設中のものは4路線で、それ以外にも維持管理を行っている林道は二百数十路線とかなり多くあります。維持管理を行っている林道については、どの程度が日常生活に必要な路線なのかという数字を把握していません。開設中の4路線については、木材生産がメインの所もあれば、レクリエーションや、日常生活での使用としての価値が高い所もあります。4路線のうち、通勤通学など日常生活に必要としている路線は2路線あると把握しています。

金谷委員

ということは、日常生活で必要とされる林道の割合は余り大きくないと理解していいですか。林道ができたことによって地域の方の利便性が向上するから、市としてその道を確保しなければならないという必要性は余りないのですか。

今中委員長

つまり、林道が生活道としてどの程度の比重を占めているか、大まかな割合は分かりませんか。

金谷委員

データがないのであれば結構です。今、特に把握されていないということであれば、生活道としての林道の維持はそんなに重要とされていないのだと理解しておきます。

経済局農林水産部森林課

全体のうちの程度が生活道として必要であると位置付けられているかという数字は持っていませんが、全路線 298 路線のうち約 3 割程度だろうと推測しています。正確な数字は今ありません。

今中委員長

それでは、時間を相当取りましたので、評価結果に非常にバラツキがございますので、採決により決めたいと思います。

戸井委員

私は、先ほど肥田野委員がおっしゃったように、全体像を見直すべきだという面から「改善を図る。」という評価にしていました。これはやはり評価としては「その他」に該当するということでよろしいですか。

今中委員長

そうでしょうね。肥田野委員の意見のように、事業を一時中断して、マスタープラン等をきちんと策定して総体的にするべきということであれば、「その他」に該当すると思います。

それでは、挙手をお願いします。

「改善を図る。」、ございません。

「現行どおりとする。」、なし。

「段階的に縮小して廃止する。」、なし。

「その他」、全員です。これを委員会の意見といたします。

【評価結果まとめ：平和大通りリニューアル事業(事務事業番号 35)】

事務局

それでは、続きまして資料 35 ページ、平和大通りリニューアル事業でございます。

評価結果の内訳は、「改善を図る。」が 2 件、「拡充を図る。」が 1 件、「その他」が 1 件です。

今中委員長

御意見を賜りたいと思います。

肥田野委員

私は「その他」と評価しました。札幌の大通り公園なども戦災復興として昔から都市計画として実施されていますが、広島市の平和大通りは全国の大通りの中でも一番素晴らしい、重要な道路の一つであると私も感じています。ところが、私も実際に何回か歩いたことがありますが、ここを歩いて楽しんでいる方を 1 人も見たことがありません。

この事業はリニューアル事業とされていますが、図面を拝見してみると、今、公園として使われている所を少し改善して、高名な方が設計した欄干を見られるように、もう 1 本歩道橋をつくるという案が確か出ていたように思います。私は別にその案の善し悪しを言っているのではありません。そもそも、平和大通り自体がにぎわいを持つような、広島の顔となるような計画があって、それがすごくうまくいったから、それを支えるためにさらにリニューアルを行うということであれば、是非やっていただきたいと思いますが、根本の計画には手を付けないまま、5 つほど新たに橋をつくるそうですね。コンペに出すことで設計費用が安くなったとのことで、それは非常に結構だと思いますが、そもそもその橋をつくれば人がたくさん来るとは到底思えません。それよりも、NHK やホテルが幾つかあるけど繁華街ではないあの界限に人が集まるような仕掛けをまず考える必要があります。例えば、東京の日比谷公園では、松本楼という商業施設が真ん中にあるとあって、そこのレストランに人が集まることで公園に人が来るようになっていきます。ですから、例えば平和大通りにもそういう施設を置くことを検討してマスタープランをつくった上でリニューアル案を考えた方がいいと

思います。それで、分科会でそう申し上げたら、これは公園用地ではなくて道路用地なのでできないという御意見をいただきました。それは全くそのとおりです。しかし、今、仮設の建物をつくることなどは、国と論議することによってできるようになってきています。これからは地方分権の時代で、すべて中央政府の言うとおりにするのではなく、各地域に合うやり方を考えていくというのが大きな流れですので、是非そういうことを考えて、案を出していただきたいということで「その他」と評価しました。

今この案を実行しても、完成した時には話題になるかもしれませんが、結局大きな動線になるとは思えません。私としては、是非その辺を考えていただきたいと思います。

戸井委員

私も同じような意見で、ただし「改善を図る。」と評価しました。今の肥田野委員の御意見を聴いて、「その他」に該当するのではないかと思ったのですが。

分科会でも、都心をどのように変えていくかというビジョンをもっと明確にしてもらいたいと申し上げました。事業の有効性の具体的な分析をしていなくて、完成後に分析を行うとのことでしたが、まずはビジョンをつくるとともに、都心の活性化や回遊性の向上が本当に図られるのかという有効性の具体的な分析をきちんと行っていただくことが必要だと思います。まずはきちんと明確なビジョンの下で進めていただきたいという意味で、「その他」とさせていただきたいと思います。

今中委員長

それは「実施」を前提としていますね。

戸井委員

はい。

今中委員長

「実施」の中の「改善を図る。」とは違いますか。

戸井委員

部分的に改善していくのではなくて、全体像をもっと明確にしてほしいということです。一つ一つの部分を取り上げて実施しているという印象を持ちますが、それによって出来上がったものが本当に都心の活性化につながるのか疑問に思いますので、その辺りを明確にしてほしいと思います。

児玉委員

平和大通りに関してはマスタープランがありますよね。

都市活性化局都市活性推進課

はい。平和大通りには基本方針というものがあり、都心に関してはひろしま都心ビジョンというものを策定しています。

児玉委員

私は別の事業でこのマスタープランを拝見した記憶があります。この事業についての説明で、マスタープランの詳しい説明がなかったために、各委員から御意見が出ているのだと思います。マスタープランの説明をした上で、この事業内容の話をすれば、また議論の内容が変わるのではないかと思います。

肥田野委員

私の認識では、マスタープランにはこの橋とは直接関係がないような内容も含まれていたように思います。私が申し上げたいのは、そのマスタープラン自体がきちんとできていないのではないかということです。だから、もしそのマスタープランを前提にして橋の景観を考えるのであれば、やはり一時棚上げをして、今、他の委員から御指摘があったように、本当に都心の活性化が図れるようなマスタープランの基で橋をつくるべきだと思います。今のマスタープランを基にしたままとい

うのには余り賛成できません。このマスタープランをつくる際に、商業関係者などにも全部入ってもらって考えたというような話でもなかったように記憶していますので、やはりもう一回そこから見直していただきたいと思います。

今中委員長

今の計画では、具体的には橋を架け替えるのですか。

肥田野委員

いいえ、今ある橋の横に、歩道専用の橋をつくるという案です。

事務局

事業概要調書の⑩に今年度予算を記載しています。工事請負費が 4,200 万円、また平和大橋歩道橋予備・詳細設計に 2,800 万円余りがかかっています。肥田野委員はここについて指摘されています。

都市活性化局都市活性推進課

平和大通りリニューアル事業は、緑地帯の再整備と歩道橋の新設を含みます。橋については、リニューアル事業の基本方針を出した時点では、道路の拡幅を含めた長い構想を立てていて、架け替えることを前提としていました。ただ、調査の結果、橋はまだ耐え得るということだったので、補修してなるべく長く使おうという方針となりました。しかしそうすると、今の状態では歩道部分が非常に狭くて危険で、朝夕は非常に混雑する所でもあるので、歩道橋を新たにつくることになりました。緑地帯再整備と歩道橋新設を合わせて一つの事業だと考えていただければと思います。

児玉委員

肥田野委員の御指摘のような、マスタープランに戻って再検討するべきという話をしてしまうと、他の事業についても全部、そういう大局的なところから検討をするべきということになりませんか。私自身は、この事業に関しては拡充を図ってもいいと思いますが、今のマスタープランがベストとは言えない気もするので、そういう意味では肥田野委員の意見に賛成です。ただ、この委員会では各事業をピックアップしてその是非を問うことを目的としているのが、マスタープランまで戻って検討するべきという評価も可能となると、どの事業も「その他」という評価になってしまうような気がします。その辺りはどう考えればよろしいですか。

今中委員長

委員長がどうすべきと言える性質のものではありませんが、委員の御発言は自由ですから、そのような意見もあるということで受けとめて判断していただきたいと思います。

それでは、非常に意見が分かれたので、採決いたします。

「改善を図る。」という方の挙手をお願いします、4 件。

「拡充を図る。」、ございません。

「その他」、3 件。

「改善を図る。」が多数ですが、最初に申しましたように、個々に出た意見はきちんと答申に入れて御報告するようにしてもらいます。

【意見の確認：林道整備(事務事業番号 34)】

事務局

事務事業番号 34 番の林道整備について、委員の皆さん全員が、「その他」の評価に挙手をされました。前回の全体会議では意見が分かれた際、現代美術館管理運営については「抜本的対策を講じる。」という意見を別途付けましたが、その他の 2 事務事業ではいろいろな意見が出たため、「その他」として特に具体的なコメントは付けられないという整理をしていただきました。林道整備については委員の皆さん全員が「その他」という評価で、肥田野委員を始めいろいろな御意見をいただきましたが、「その他」の内容については白紙ということではよろしいですか。それとも、例えば肥田野委員の

「一時中止し再検討すべき」という意見などを、「その他」の中身の意見としてまとめるかどうかですが、いかがでしょうか。

今中委員長

委員の皆さんが肥田野委員の御意見にほぼ賛同した形だと思います。それで、肥田野委員の意見が「主な意見欄」に出っていますが、この事業は一時中断して、きちんとした総合プランをつくって、それを基に実施すべきであるという御意見だったと思いますが、それでいいですか。

事務局

はい。事務局はそれで構いませんが、委員の皆さんとしてはそれでよろしいですか。

今中委員長

そちらでいいと思います。

事務局

分かりました。ではそのようにさせていただきます。

児玉委員

前回の全体会議がどうだったのか分かりませんが、「その他」で内容が白紙という回答はあり得ないと思います。

事務局

白紙と言いますか、いろいろな意見が出たため、一つの意見にまとめきれなかったという意味でございませう。

児玉委員

分かりました。

【評価結果まとめ：観光案内所の運営(事務事業番号 36)】

事務局

それでは、引き続きまして資料の 36 ページ、観光案内所の運営でございませう。「改善を図る。」が 1 件、「拡充を図る。」が 3 件です。

今中委員長

御意見をいただきたいと思ひます。

これは「実施」で「改善を図る。」と「拡充を図る。」に意見が分かれていて、若干の意見はこちらに記載されていますが、他には特にはないですか。

児玉委員

私は「改善を図る。」と評価しました。財団法人広島観光コンベンションビューローにノウハウがあるから、そこに委託しているというお話でしたが、観光を活性化させるという視点は、実際には行政よりも民間の方が持っていると思ひます。もっと幅広く様々なノウハウを取り入れていくべきだということであらう意見を出させていただけました。

「拡充を図る。」とする御意見もほとんどそういう趣旨なので、あえて言えば、この委託先が妥当かという問題があるのかと思ひますが、いずれにしても、私の「改善を図る。」という意見も縮小を目指す改善ではありません。観光活性化には非常に賛成していますので、それに対する手段について意見を述べさせていただきます。

今中委員長

今の児玉委員の意見は、「主な意見」に記載されていますが、こういうことを協議されています。

それでは、特に御意見がなければ、改善、改良の意味を含めて「拡充を図る。」を委員会の意見としたいと思います。よろしいですか。

〔(はい) の声あり〕

今中委員長

それでは、そのようにいたします。

【評価結果まとめ：観光ホームページの運営・充実(事務事業番号 37)】

事務局

続きまして、資料 37 ページ、観光ホームページの運営・充実でございます。
これにつきましては、「改善を図る。」が 2 件、「拡充を図る。」が 2 件です。

今中委員長

御意見を賜りたいと思います。

「改善を図る。」、「拡充を図る。」について意見が出ていますが、これ以外にもございましたらお願いします。

児玉委員

調書を拝見した際、予算額が高いという印象を強く受けた記憶があります。ホームページのリニューアルに対して 2,000 万円とか、運営費用が年間 1,000 万円という、民間では考えられないような金額で驚きました。この事務事業も委託先は財団法人広島観光コンベンションビューローだということで、先ほどの観光案内所も含めて、委託先を適正化していくという意味であれば、「改善を図る。」でも「拡充を図る。」でも変わらないように思います。

今中委員長

いかがですか。コストについてはきちんと改善してほしいという御意見ですが。

児玉委員

「拡充を図る。」というのが予算を増額するというのであれば、私は大反対ですが、そうではなく、事業の内容を拡充するという意味であればいいと思います。先ほど来、「拡充を図る。」をどういう意味でとらえるのか分からなくなっていますが、事業の目的をしっかりと束ねた上で、よりよくしていくという意味であれば「拡充を図る。」でもいいと思います。この点について委員長はどうお考えですか。

今中委員長

「拡充を図る。」という場合、行政で事業をもっと広げるべきだという意味に取られる可能性があると思います。

それから、「改善を図る。」というのは、内容の拡充を含めて、改めるべきところがあるという意味だと思います。それは厳密に区分けした方がいい場合もあると思いますし、特に児玉委員からそういうご指摘がありましたので、採決をしたいと思います。

井手口委員

実際には、委託先の財団法人広島観光コンベンションビューローから、さらにまた別の業者に委託していますよね。ということは、この事業費 3,029 万 8,000 円は、観光コンベンションビューローを通じてすべてこの業者が受け取っているのですか。

都市活性化局観光交流部観光課

財団法人広島観光コンベンションビューローが業者を適正に選んで執行しています。

児玉委員

適正にというのは、財団法人広島観光コンベンションビューローがそう言っているだけであって、そこはまだ気になる点として残っています。

この価格は一般的に考えると高いです。分科会でもお話しましたが、ホームページの作成・運用費用については、私も仕事上、大体の価格を把握していますが、あの内容でこの金額は民間ではほとんど考えられません。そういうことが常識として通ってしまうところを見直すのが、今回の委員会の一つの目的だと判断しています。

都市活性化局観光交流部観光課

予定価格等については、分科会でも申しましたように、他都市の例や、業者 3 者から参考見積りをいただき、予算等の試算をしています。

今中委員長

価格は、他都市の金額を参考にしたというより、基本的には競争の原理で決まったということですよ。

都市活性化局観光交流部観光課

予算上は予定価格の参考見積り、それから最終的に業者を決定するときには一般競争入札という相応の入札制度を活用しました。

今中委員長

随契では絶対にありませんね。

都市活性化局観光交流部観光課

随契ではございません。

肥田野委員

私は「拡充を図る。」と評価しました。つまり、予算を増額すべきという意見ですが、これは当然、内容を今のものよりよくするためにはお金が要するという意味です。今、費用対効果が非常に悪いという状態を改善するというのは大前提であって、ただ、今の予算内で、今のようなレベルのものをつくるのでは意味がないと思います。

分科会では、他都市と同じぐらいだという御説明がありましたが、そういう横並びではなくて、ヨーロッパやアメリカのウェブサイトに比べてもすごいというような、注目を集めるようなページにするということを前提に、「拡充を図る。」としています。

今のもののレベルからすると高すぎるという児玉委員の御指摘はそのとおりだと思います。しかし、私はそのコンセプトのレベルが問題だと思います。もっと高いアイデアが出るような入札の仕方を考えるべきで、少なくともコンセプトのデザインコンペをまず行うべきではないですか。行政がコンセプトを決めて、それを幾らでつくれるかという話ではないと思います。新しいものをつくらうとしているのですから。

山家副委員長

資料には、日本語版のページのハードコピーしか付いていませんが、英語版やハンガール、中国語版をつくっていて、それに加えてフランス語版、ドイツ語版ができるとのことですが、例えば英語版はこの日本語版のページを英訳したものですか、全く違うものですか。というのは、海外から来る方は、広島についてほとんど何も知らないと思いますので、日本語のページを翻訳したものはほとんど意味がないと思いますが、海外向けにはかなり違うものをつくっているのですよね。

都市活性化局観光交流部観光課

基本的には日本語版を基にしますが、各言語圏のニーズに対応したページ構成でつくっていかうと考えています。

山家副委員長

つくっていくといっても、英語版は既にありますよね。

都市活性化局観光交流部観光課

英語版は既にありますが、リニューアルを行いますので。

今中委員長

拡充の中にも改善の意味合いがあるということですが、各委員から御意見がありましたので、ここは採決にしたいと思います。

「改善を図る。」という方、挙手をお願いします。4人です。

「拡充を図る。」、3人。

「改善を図る。」が多数ですので、これを委員会の意見とします。

【評価結果まとめ：比治山スカイウォーク維持管理(事務事業番号 38)】

事務局

それでは、資料 38 ページ、比治山スカイウォーク維持管理でございます。

これは「改善を図る。」が 1 件、「速やかに廃止する。」が 2 件、「経過措置期間を設け、廃止する。」が 1 件で、評価結果が分かれています。

今中委員長

御意見のある方はお願いします。

山家副委員長

これに関しては、新聞記事や市民の方の意見を先に読んで、利用者が減ったと聞いていたので、事務事業概要調書を拝見して、年間に 25 万人から 26 万人の方が利用しているとのことで、意外と利用者が多いという印象を受けました。そして事業費が約 2,000 万円ということですから、1 人当たり 80 円から 100 円ぐらいという意外と少ない経費でサービスしていて、それだけ利用者があるのであれば維持してもいいのではないかと思います。

それから、この事務事業について考えるには、比治山山上の施設の利用と一体化して考える必要があります。比治山山上にある現代美術館については、この委員会で議論して、基本的には来館者数を増やす方向での抜本的な改善を図るという結論になりました。そうすると、現代美術館の運営が今より改善して利用者が増えれば、スカイウォークの利用者も当然増えると考えられます。総合的な視点からすると、逆に移動手段であるスカイウォークを廃止してしまうと、現代美術館を改善しても、アクセスが悪いということで、利用者増加という効果が出てこないのではないかと思います。

私の意見としては「改善を図る。」で、例えば利用が極端に少ない雨の日などは停止させるとか、どの程度の改善になるか分かりませんが、そういうことを含めて、維持しながら改善を図るという意見です。いったん廃止してしまうと、山上の施設の利用者が増えた時にまた復元するというわけにはいきませんし、結構利用者が多くて、これを楽しみに来るといふ人もいますから、そういう人のニーズにきちんと答えることがやはり行政として大事なことだと思います。

それから比治山周辺を一体的に考えると、利用者が増える可能性も考えられなくないということで、「改善を図る。」という意見にしました。

児玉委員

分科会では、近隣の商業施設や、駐車場の問題という片寄った議論になってしまい、実際に利用者の減少率が、山上の文化施設の利用者より極端に落ち込んでいるというところに注目し、必要性に疑問を感じて私は「廃止」と評価しました。

その後、市民の声等を見ますと、確かに 1 人当たりのコストは許容範囲内であるとも考えられますし、一方で、廃止した場合のマイナス面の議論が少なかったと反省しています。

スカイウォークの廃止ありきで議論していたためかもしれませんが、廃止した場合に、そこを何

で補うかなど、廃止によるプラス面、マイナス面の議論をもう少しすべきだったと感じています。

私は、当初の意見を修正して「改善を図る。」としましたが、まだ「廃止」の御意見も強いようなので、その評価意見を伺いたいと思っています。

肥田野委員

私は「廃止」の意見です。設置当初の目的はバリアフリー対策だったと思います。もちろんそれは非常に重要ですが、ただ実際、スカイウォークを利用して、さらに例えば現代美術館に行くには歩かなければならない状況です。バリアフリー対策というのは、大体どこの施設でも、一番近い所に移動手段を設置するようになってきているのに、この位置にスカイウォークがあるというのが解せません。施設の直近に設置するのが親切なのであって、雨の日でも何でもスカイウォークがあるからいいというのは、言語道断ではないかと思います。本当は、歩くのが不自由な方であれば、雨にぬれない所まできちんと車で誘導すべきです。さらに、もし車が必要であれば、ヨーロッパでよくあるようなタクシー券を発行して、現代美術館に行きたい時にはそれを使って、入口の一番近くまで来てもらうべきではないかと思います。

また、景観的にも、必ずしも現代美術館とマッチしているとは思えません。

そして、維持管理費については、1人当たりのコストでこの金額が妥当かという議論もあると思いますが、特にあの手の施設は維持管理に相当の金額がかかります。今後、時期が来れば必ずリニューアルしなければならなくなるので、今のままの維持管理費では済まなくなると思います。

現代美術館を仮に整備するのであれば、この事業の数千万円の費用をむしろ現代美術館に使って、もっと魅力ある施設の運営に使うことが必要ではないかと思います。

児玉委員

分科会でも、身体障害者や高齢者の方の話が出たと思いますが、実際に25万数千人が利用している中で、補助が必要な方の割合は何%ですか。非常に少なかったように記憶していますが。

山家副委員長

事務事業概要調書の⑭にありますね。車椅子利用者は年間100人前後です。

都市活性化局段原再開発部計画課

全体の利用者のうち0.03%です。

児玉委員

その部分は、高齢化の進展により増えていく可能性はありますが、その目的のためだけにあるわけではないと理解しています。それと、維持管理費の問題は、私も非常に懸念してしまして、意見として出しています。設備というものは年数が経過するほど、維持管理費が増えるもので、利用者が減少する中で、維持管理費が増えている状況だと思います。この事務事業にはいろいろな目的があると思いますが、その目的の中でも分科会で特に議論が強かった身体障害者や高齢者の方へのサービスといった面から廃止の方向を考えましたが、維持管理の方法にもう少し工夫の余地があると思っています。一方で、車椅子利用者が年間に0.03%しか来られないにもかかわらず、そのための要員を確保しているという点は気になりました。

このまま利用者が減少を続けるようであれば、その辺りの維持管理費の見直し等を含めて、いずれ何らかの形で見直す時期が来るのかもしれませんが、利用者の減少を止められて、利用者1人当たりのコストが数十円で済んで、維持管理もしっかりできる方法が見つかるのであれば、是非「改善を図る。」ということで「実施」の方向を考えていただけないかと思います。

維持管理費については、例えば10年後には完全リニューアルが必要で莫大な投資がかかるということになると、また根本的に議論が変わってくると思いますが、その辺りの見通しを教えてください。

都市活性化局段原再開発部計画課

スカイウォークの常駐警備員は1名で、委託料がおおむね500万円かかります。職務としては、年間0.03%の、車椅子の方のエスカレーター利用の介助のみならず、不審者の排除、機械の動作を

確認するための定時の巡回、それから照明が切れているのを直すといったような業務をしています。

それから、実際にその 1 名が、忙しくしているかという点と必ずしもそうではありません。しかし、人間を半分に切ることにはできませんので、1 人役でやらなければならないというところです。

例えば、この施設の近くに複数の警備員を雇う市の施設があり、そこの人役が 1.5 人役なのに 2 人いる状況であれば、ここの警備と併せて委託して、2 人分の委託料で済ませることを検討しています。

それから、経費縮減の一方で、本庁舎のエレベーターにもあるような広告収入を取れないか検討しています。

今中委員長

第 1 分科会で現代美術館について議論しましたが、非常にじり貧状態で、抜本的に改善すべきという意見が出るほど大きな問題を抱えています。その現代美術館の関係者からスカイウォークがなくなると利用者がさらに減るので絶対に困るという連絡がありました。実際に、特別展の時などはスカイウォークの利用者が増えるとのことで、アンケートが必要であれば実施すると言っていたのですが、実際にはその辺りはどうですか。

都市活性化局段原再開発部計画課

先般の分科会では、利用者の実態をすべて把握しておらず、御質問に対して説明不足の部分があったため、9 月 3 日から 46 日間、4,100 人余りに対しアンケート調査をいたしました。これはスカイウォークの利用者に対して口頭で調査し、調査表にまとめたものです。

その中で、このたび新聞報道等でスカイウォークを廃止したらどうかという意見があったことについてどう思われるかを聞きました。その前提として、利用者 1 人 1 回当たり 90 円のコストがかかっているという点は説明しています。

その結果、利用者の 4 分の 3 が廃止は困るという回答で、4,100 人のうち 3 分の 1 の方は、スカイウォークが廃止されたら比治山へは登らないという回答でした。

また、この調査とは別に、現代美術館とまんが図書館でもアンケート調査を実施しました。これを基にスカイウォークがなくなった場合の現代美術館とまんが図書館の利用者数を試算すると、現代美術館は年間に 12.6%にあたる 1 万 5,000 人が、まんが図書館は 5.0%にあたる約 1 万 2,000 人の利用者が減ると予測されます。それから比治山公園には 110 台分の駐車場がありますが、スカイウォークが廃止されると、大型商業施設へ駐車して、その後スカイウォークで上がるという人も減ります。この方たちが車で比治山公園へ登るとなると、現在の駐車場のピーク時、今で言うと日曜日の駐車台数が 35 台減ります。

廃止することはなかなか難しいのかなという感想を持っています。

今中委員長

アンケートの対象は利用者に絞っていますから、当然なくなれば困ると言われると思いますが、そのような必要性があるということは認識しています。

金谷委員

スカイウォークは、歩くのが困難な高齢者にはいいのかもしれませんが、肥田野委員も言われたように、車椅子の方への配慮としては、現代美術館に車を直付けできるようお願いしたいと思います。

あと、「速やかに廃止する。」という御意見がありますが、仮に廃止するとなると、将来的にはこれを撤去する除去費用が発生しますね。調書を拝見すると、街並み・まちづくり総合支援事業とあって、何らかの補助が入っているのかなと思いました。

私はとしては、効率化を図るにしても、広島市には年間 2,000 万円ぐらいの管理費であれば負担できる体力があって、それなりの便益はあると思います。仮に「速やかに廃止する。」となれば、維持管理費が減るだけでなく、コストが発生する可能性があります。あのまま放置するというのは治安上の問題もあると思います。

もし撤去するとなると、どのような費用が発生するのかは検討しましたか。

都市活性化局段原再開発部計画課

スカイウォークを廃止した場合の撤去費については、詳細な検討はしていませんが、億単位の金額がかかるのではないかと建築を担当する職員から聞いています。

それから、公園の利用者に対する利便性の面では、バリアフリー法に基づいて制定された都市公園移動等円滑化基準に関するガイドラインというものがございまして。今はスカイウォークがあることでこの基準を満たしていますが、これをなくすとすると、わざわざ撤去してこの基準に合わない公園にしてしまうということになるので、それもまずいと思っています。だからといって新たな施設をつくることは二重投資となり、あり得ないと考えています。

肥田野委員

アンケートを実施したということは大変素晴らしいことで、高く評価したいと思います。ただ、現代美術館などの入場者の何%が利用しているのでしょうか。

そもそも公園ですから、現代美術館には行かず散歩している方もいると思います。先ほどのアンケートは、4,000人の利用者の方に実施していますが、今中委員長もおっしゃったように、その人たちはスカイウォークを利用して来ているわけなので、当然なければ困ると思います。

都市活性化局段原再開発部計画課

現代美術館の利用者のうち、スカイウォークを利用した方は35.1%、まんが図書館では14.0%でした。それから、比治山に散策に来た方では約44%です。

これはアンケート調査への回答から集計しています。

肥田野委員

現代美術館に来られた方のうちの3割がスカイウォークを使っているということですか。

都市活性化局段原再開発部計画課

そうです。現代美術館とまんが図書館でアンケート調査を実施しました。

戸井委員

主に比治山付近の住民が便益を受けていらっしゃるかと理解してよろしいですか。

都市活性化局段原再開発部計画課

区単位で調査結果をまとめていまして、広島市民の利用が一番高く、その中でもやはり南区管内の方たちが利用者全体の約46%を占めています。

戸井委員

1人当たりのコストが90円という話で、この金額であれば安いという感想を持たれるかもしれませんが、ある一部の人だけが利用する施設についてそういう感覚でどんどん費用を使うということに関しては、財政難でもあるのでやはりよく考える必要があると思います。

それと、便益を受ける側が負担するという可能性はありませんか。例えば、今そういう施設について、その施設を使用している地域の技術を持った人が管理するというやり方が随分増えています。そういう可能性はありませんか。

都市活性化局段原再開発部計画課

例えば、負担するとなると利用者の方ですか。

戸井委員

いいえ、南区の地域の方々でということはいは難しいですか。

都市活性化局段原再開発部計画課

一つには構造上、使用料を取る仕組みをつくるのが難しいというのがあります。出入口が多いので、そこへ自動ゲートを置いてまで使用料を取るのには難しいかなということと、あくまでもこれは

比治山公園へ上がるための施設ということで、アクセス施設として有料で使用させるものという考えはなく、有料化は検討していません。

戸井委員

私が申し上げたのは有料化という意味ではありません。まだこの施設は耐用年数が残っているということなので、例えば、そこまでの維持管理を、便益を主に受けている人たちで管理していくというやり方があると思います。そういう方法が何か考えられませんか。

都市活性化局段原再開発部計画課

公園等を近隣の住民が管理をしているという例はありますので、そういったことも検討したいと思います。

肥田野委員

現代美術館やまんが図書館の駐車場は無料ですか。

都市活性化局段原再開発部計画課

はい、無料です。

肥田野委員

比治山下の商業施設の駐車場は無料ですか。

都市活性化局段原再開発部計画課

祝日、日曜日、20日、30日は終日無料です。その他の日は2時間までは無料です。

肥田野委員

そうすると、スカイウォークがないと来られないというよりは、駐車に便利だから使っているという可能性もあると思いますが、違いますか。つまり駐車場自体が不足していて、スカイウォークだと登りやすいから使っているということではありませんか。

都市活性化局段原再開発部計画課

確かに商業施設から直通ですので非常に便利ですが、バス停が近くにあり、都心部の紙屋町、八丁堀へ直通するバスが1日110便余り、それから広島駅行きのバスは1日約460便ありますので、公共交通機関を利用される方にも便利であると考えています。

肥田野委員

アンケート調査の際には、ここまで来た交通手段は聞きましたか。

都市活性化局段原再開発部計画課

聞きました。

肥田野委員

何が多いですか。

都市活性化局段原再開発部計画課

一番多いのはマイカーで42.2%です。次に、徒歩が27.6%、バイク、自転車が16%、公共交通機関は12%です。

児玉委員

先ほど質問しました耐用年数のめどを教えてくださいませんか。平成10年(1998年)3月の供用開始から12年経過していますね。見込みではあと何年ぐらいですか。

都市活性化局段原再開発部計画課

法定耐用年数は、躯体は60年、設備は15年です。

児玉委員

法定耐用年数ではなく、実際の見込みをお聞きしたいのですが。もし法定耐用年数どおりだとすれば、設備はもってあと3年ですね。ということは3年後にはどちらにせよ付け替えるか、廃止か再度議論しなければならないということですか。

都市活性化局段原再開発部計画課

これまでも、法定耐用年数まで維持できそうにない部分は修繕してきました。実際には、15年経てばもう使えなくなるかというところ、そこまでの傷みはないと考えています。例えばデパートやスーパーの中にあるエレベーター、エスカレーターが15年おきに取り替えられているのか、管理者や委託業者に聞いたところ、そこまでしないとのことでしたので、これはまだもつ方だと思っています。

今中委員長

よろしいですか。

それでは、時間が相当経過しましたので終わります。多様な意見が出ましたし、評価にバラツキがございますので採決いたします。

第2分科会の評価結果では、「実施」が1件、「廃止」が3件ですが、今出た意見を踏まえて採決したいと思います。

「改善を図る。」という方、挙手をお願いします。5人です。

「速やかに廃止する。」

「経過措置期間を設けて廃止する。」、2人。

それでは、「改善を図る。」を委員会の意見といたします。

【評価結果まとめ：公園清掃等報奨金制度(事務事業番号39)】

事務局

続きまして、資料39ページ、公園清掃等報奨金制度でございます。

評価結果の内訳は「改善を図る。」が3件、「現行どおりとする。」が1件です。

今中委員長

御意見を賜りますが、全員「実施」の方向ですね。そのうち「改善を図る。」が多数ですが、特に御意見はございますか。

特になければ「改善を図る。」を委員会の意見としたいと思いますが、よろしいですか。

〔(はい)の声あり〕

今中委員長

それでは、「改善を図る。」を委員会の意見とします。

【評価結果まとめ：基町住宅再整備(事務事業番号40)】

事務局

それでは、引き続きまして資料の40ページ、基町住宅再整備でございます。

本件は「改善を図る。」が2件、「その他」が2件です。

今中委員長

御意見のある方は御発言ください。

山家副委員長

事務事業概要調書と、分科会の議事録を拝見しましたが、私の考えとしては、やはり今、市営住宅の入居者の暮らしをちゃんと守って、追い出すようなことをしないのが市として重要なことだと思います。

入居者以外に対して不公平であるという議論もあったようですが、例えば地価が上昇したのは入居者には関係がなく、周りで勝手に起こったことなので、それによって追い出されるというのは不合理だと思います。入居者に対して大きな変化が起こらないように守るというのは大事なことだと思います。それから、市営住宅が足りないという議論もありましたが、市営住宅が足りないのは市に責任があるのであって、市が市営住宅を増やすべきで、入居者をよそへ移して解決すべき話ではないと思います。

その他いろいろと改善するところがあると考えたので、私は「改善を図る。」と評価しました。

児玉委員

この事業の課題の本質は、多額の改修費をかけてまで、これを維持管理していくかということだったと思います。山家委員が言われたように、入居者を追い出して解決すべき問題ではないと思います。ただ、コストをかけるのであれば、その便益を受ける方々の偏りは、やはり考えなければならぬということ、受益者の公平性や、ニーズへの対応と、かけるコストという二つの課題があったと認識しています。

これは非常に難しい問題で、分科会でも申し上げましたが、市営住宅が不足している一方で、民間の賃貸住宅が都心部でもかなりの空室率が高いということで、バランスがよくないように思います。市営住宅を市が自前で建てて、管理するというやり方が本当にいいのでしょうか。借上げという方法でも、最終的に市民に住宅を提供するという点では変わりはないと感じています。このように住宅施策を柔軟に考えると、基町という超一流の立地に多大な費用をかけることと、便益を受ける方々が固定化していることとで、バランスを失っているという印象を持ちます。

肥田野委員

この問題には、今の日本の公営住宅の問題が先鋭的に表れていると思います。

市営住宅の入居倍率が非常に高いのは、この価格体系だから入居したいという人が多いということですが、全員を入居させることは広島市の財政状況からすると不可能だと思います。そうしますと、どうしても一部の方しか入っていただけにならないことになります。しかし、入居倍率 20 倍で、当たればラッキー、外れればアンラッキーという状況は果たしていかなものかだと思います。もちろん入居資格を満たした方で 20 倍を争っているわけですが、結果としてその方々の中で非常にアンバランスが生じています。これは恐らく今の財源のシステム上、内部相互補助をしていることによって起こっているものです。普通のメカニズムであればこのようなアンバランスはあり得ません。つまりこの事業には、公共的に必要だという前提が必要だと思います。公共的に必要というのは、もちろん市営住宅を必要としているのは一部の方であるというのとはよく分かりますが、その一部の方に対してある種の家賃補助が行われているという事実を市民の方がはっきり認識して初めて長続きする制度ではないかと思います。

入居者の方に居住権があるという御意見も分かりますが、こういった不公平性に対する理論をきちんと開示して、市民の納得を得ないと難しいのではないかと思います。データを拝見する限り、やはり特定の方が相当便益を受けている気がしますので、これを公表して、市民の方が納得しているのであれば、申し上げることはありませんが、宝くじに当たるかどうかで人生が決まってしまうようなことが、果たしていいものかどうかという印象を受けます。

今中委員長

入居倍率が平均 20 倍ということですね。この一帯には外国人留学生がいて、空室を国際交流、国際親善、留学生の支援に有効利用しているという話を聞いたことがあって、私の知人の留学生も入居していますが、これは県営住宅の話でしょうか。

都市整備局住宅部住宅政策課

基本的には、留学生ということで直ちに入居を認めているということはありませんが、入居者の

親族として同居している方はいるかもしれません。

今中委員長

私の知人は四川省からの留学生で、荒神町の留学生会館よりも市営住宅の方が安く入れると言っていました。それを施策として不都合だとは言いませんが、彼ら留学生も20倍という競争倍率で抽選に参加したのか知りたかったものですから。

都市整備局住宅部住宅政策課

基本的には皆さんに同じ条件で応募していただき、抽選を行います。それに変わりはありません。

今中委員長

留学生でも抽選への応募は制限されていませんか。

都市整備局住宅部住宅政策課

はい。

今中委員長

分かりました。

井手口委員

入居倍率がこれだけ高いということは、現在の入居率は100%ですか。空き室があると聞いたこともあります。

都市整備局住宅部住宅政策課

市営住宅全体での空室は大体約1割です。これは現在、基町住宅で改善を行っていますので、基本的にその部屋は入居を制限しています。これが500戸から600戸あったかと思います。

井手口委員

空き室は修繕のためのものと思えばよろしいですね。

都市整備局住宅部住宅政策課

そうですね。

井手口委員

分かりました。

山家副委員長

肥田野先生の御意見はごもっともで、よく分かります。確かに市営住宅の入居者に対しては、結果として相当な金額の家賃補助をしています。市営住宅がある以上、昔からある程度の家賃補助があったと理解すべきだと思いますが、地価が上がり、そこに住むことのメリットがどんどん大きくなるにつれて、補助額が大きくなってきたというのは事実だと思います。

ただ、これは入居者の責任ではありません。要するに、周りの地価が勝手に上がった結果として、住んでいるところが高くなったということですから、それによって追い出すことはできないのではないですか。やはり入居者に対しては、住宅がある限り居てもらうというのは原則だと思います。だから結果としてこの非常の持ち出しは市が負担することになります。

それから、家賃が極めて割安ですから、皆さんが入りたがって、結果として応募率が高くなります。そうすると入居者は抽選で決めるのが一番公平です。あるいは、新規の入居者に関しては若干入居費用を高くして、市の持ち出しの一部を自己負担してもらうのもいいと思います。

原則として、優先すべきは居住権です。それも今でも入居資格を満たしている世帯であれば引き続き居てもらうべきです。改善は入居者の要望ではなく、市の判断で行うわけですから、本人に責任がない要因によって高くなったのに、それを理由に追い出すようなことを行政としてはやるべき

ではないと思います。

そして市民の合意を得るといふ、肥田野委員の御提案も、やはり入居者ではない人が大部分ですから、やっかみで足を引っ張るような意見が出てくるといふ思います。それもどうかと思います。

今中委員長

広島市の大きな意味での福祉の一環として、低所得者に手を差し伸べるという意味があるなら、やはりその視点は大事にするべきだと思います。あの地区は原爆投下の後スラムがあった所で、その後、市営住宅で生きてきて、今でも月収が15万8,000円という入居資格を満たしているというのは非常に所得の低い層だと思います。だから、そういう政策的な判断で実施するならば、これは一つのやり方だと思いますが、そういう意味合いはありますか。

都市整備局住宅部住宅政策課

はい。今、御指摘がありましたように、もともと公営住宅という制度は、特に戦後、住宅の絶対量が不足していたことを背景に、自力で住宅を確保できない方のために建設し、それから家賃に関しても国と市で助成を行うということによって制定された法律で、広島市の市営住宅も昭和50年(1975年)以前に建設した物が半数を超えています。この制度の根底には自力で住宅を確保できない方に低廉な家賃で住宅を供給するという精神があり、基町住宅に限らず市営住宅全体についてそういう考え方をしています。

今中委員長

これも評価にバラツキがございますので、採決したいと思います。第2分科会の評価結果は、「改善を図る。」が2件、「その他」が2件です。

児玉委員

「その他」の内容は何ですか。

今中委員長

「その他」について「主な意見欄」に書いてある以外に意見がありますか。

児玉委員

「その他」に挙手するというのは、ここに書いてある意見に賛成ということですか。

今中委員長

というふうには受け止めています。

児玉委員

一時凍結して市民の合意が得られれば縮小して実施、合意が得られなければ廃止という御意見と、柔軟に民間手法を積極的に取り入れるという御意見ですね。

今中委員長

そうですね。「その他」は、その両論ということになります。

児玉委員

この両論に賛成なら、「その他」に挙手したらいいですか。

今中委員長

はい。

児玉委員

分かりました。

今中委員長

それでは、採決をいたします。

「改善を図る。」という方は挙手をお願いします。5人です。

「その他」は、2人です。

委員会としては、「改善を図る。」を意見といたします。

【評価結果まとめ：市営住宅使用料徴収事務(事務事業番号 41)】

事務局

続きまして41ページ、市営住宅使用料徴収事務でございます。

これにつきましては、評価結果の内訳は、「改善を図る。」が3件、「現行どおりとする。」が1件です。

今中委員長

御意見のある方は、お願いします。資料に分科会の主な意見が出ていますが、これに尽きるでしょうか。

特にならなければ、採決に移ります。

児玉委員

この事業に関しては、基本的に「実施」の方向で、「改善を図る。」若しくは「現行どおりとする。」という御意見で、私自身は「現行どおりとする。」と評価したと思います。これは非常に大変な仕事で、まさに行政でしかできない仕事を積極的にやっておられるということで、事業の目的自体は非常に賛同していて、頑張ってくださいと思っています。「改善を図る。」という御意見の中に多いのは、やはりコスト面の問題です。解決に当たっては、弁護士や警察OBの方に御協力いただいたことが今効果を発揮していると感じましたが、余りにコスト削減を迫り過ぎるとその辺りが難しくなるのではないかとこの心配があります。何かそのコストと効果に対する御意見はありますか。

都市整備局住宅部住宅政策課

御説明いただきましたとおり、当然訴訟や強制執行については弁護士に協力を仰ぐこととなります。ただ、現在平成23年度(2011年度)の予算編成の時期で、来年度予算についてはこの委員会での御意見を当然踏まえることとなりますが、現在考えているのは、明渡しの強制執行で、即決和解、つまり起訴前の和解ですが、職員がすべて事務処理を行っているこの措置から強制執行へ移行するもののうち、年間15件ほどですが職員で申立事務をやるということですので予算を組みつつあります。それに伴う削減額は約100万円です。そういったことから試験的に手がけることを考えています。

今中委員長

それでは、第2分科会の評価は「実施」の方向で「改善を図る。」が3件、「現行どおりとする。」が1件ですが、「現行どおりとする。」の中に「行政の住宅施策には再考をお願いしたい。」という改善の意見がつけ加えられていますので、本委員会としては「改善を図る。」ということで集約したいと思います。よろしいですか。

〔(はい)の声あり〕

今中委員長

それでは、そのようにいたします。

【評価結果まとめ：交通ランド管理運営(事務事業番号 42)】

事務局

それでは、続きまして 42 ページ、交通ランド管理運営でございます。

これにつきましては、「縮小を図る。」が 1 件、「民間企業等へ委託して実施する。」が 1 件、「改善を図る。」が 1 件、「経過措置期間を設け、廃止する。」が 1 件、「速やかに民間企業等へ移管する。」が 1 件、「経過措置期間を設け、民間企業等へ移管する。」が 1 件で、評価結果が分かれています。

今中委員長

御意見のある方は、お願いします。

山家副委員長

ここは交通ルールを教えるための施設とのことですが、市民の方の投書や意見を拝見しますと、建前と実態がかなり違うのではないかと思います。要するにレジャーランドに近い、ゴーカートで遊べる場所という印象を受けるのですが、実態はどうでしょうか。

それから、もしレジャーランドに近いような施設なのであれば、この近辺にそういう所はないのですか。ここへ来て楽しんだ思い出が深いからやめないでほしいとか、今でも行っているという方がいるようですが、他に似たような施設がないのかなと思います。

道路交通局道路交通企画課

分科会でも申し上げましたが、交通ルールを学ぶ場というのはもちろんですが、実際に入場者の 8 割以上は、ゴーカートに乗ることを目的に来られています。こういうことから、やはりレジャーとしての要素も強いと思っています。

それと、やはり、昔は似たような施設が全国的にも多くありましたが、現在この近辺ではこういう施設は交通ランドしかございません。

今中委員長

完全に「実施」と「廃止」の二つに分かれて、その意見が 6 件対 4 件に分かれています。

戸井委員

私は「縮小を図る。」と評価しました。先ほど、目的と実態が随分かけ離れてきたというお話がありました。目的に合っていないのでゴーカートをやめたらいいという判断でそう評価しました。ただし、今のお話のようにゴーカートに乗れる場所や、そういう遊び場が他にないからという理由であれば、ここを市の事業として残すのではなく、民間で運営という方向性もあるのかなと考えています。ただ、分科会でも話に出ましたが、交通ルールを学ぶ場が他にどのぐらいあるかという問題もあります。それは警察などいろいろなところで学べるという意味で、ここがなくなっても問題ありませんか。

道路交通局道路交通企画課

交通ルールを直接学ぶ場として活用していますが、ここがなくなると交通ルールが学べなくなるというようなことはないと思います。

戸井委員

分かりました。

今中委員長

ゴーカートの排気ガスの問題は分科会でも意見が出ましたが、電気自動車に変えると 1 台 100 万円で、23 台要るので 2,300 万円かかるということですか。ゴーカートは 100 万円もするのですか。

道路交通局道路交通企画課

2、3 年前に業者から見積りを取った時の金額では、運搬費別でゴーカート本体だけで 96 万円でした。ただ、23 台まとめて購入すれば幾らか安くなるかもしれませんが、そこまではまだ調べていません。

今中委員長

23 台が絶対必要な台数というわけでもないのですね。たまたま今 23 台あるということですね。

道路交通局道路交通企画課

おっしゃるとおりです。

今中委員長

この施設に行った際に、来場者に聞いてみたところ、近所だからということもあるでしょうが、頻繁に来ていたようでした。今、料金は 100 円と 150 円ですよ。受益者負担として、もう少し金額を上げて例えば 200 円にしたら利用者は減りますか。また、もし今どきの子どものお小遣いで 200 円が許容範囲であるとすれば、受益者負担を倍にすることでかなり運営は楽になりますか。

道路交通局道路交通企画課

利用者数が変わらないとすれば、今 930 万円程度の収入がありますので、料金を倍にすれば計算上は、1,800 万円の収入が入るということになります。ただ、分科会でも申し上げましたが、ランニングコストと減価償却費を 10 年ぐらいで回収する計算で今の料金設定にしていますので、それ以上の料金を公共機関が利用者から取るのはどうなのかという議論はあると思います。

今中委員長

いろいろ考え方がありますが、単に遊びの施設だと考えても、ここは極めて健全な遊び場だと思います。空気もいい所ですし、周辺への騒音や排気ガスの問題を解決できれば、この近辺で他にない施設なのであれば 100 万都市にこういう施設が 1 箇所ぐらいあってもいいのかなという気はします。

児玉委員

本来の目的は、交通ルールを小さなお子さんに教えるということだったと思います。それが、今は違う目的で利用する方が非常に多いということですね。レジャー施設としてこの施設があってももちろんいいと思いますが、そうであれば当然行政でやる必要はないので、「民間企業等へ移管」が妥当だと考えます。

当初は「民間企業等へ委託して実施する。」として意見を出したのですが、これはもう再度行政に戻す必要はない気がしていて、交通安全ルールを教える場は他にもあるということなので、「民間企業等へ移管」がいいのかなと思います。市民からの投書を見ましても、この施設は交通ルールを守るために絶対必要だからという御意見ではなかったですよ。違う目的で、この施設があれば非常にありがたい存在なのであれば、こういう利用者のニーズに答えていくのは必ずしも行政ではなくてもいいと思います。

今中委員長

「民間企業等へ移管」ということですね。

児玉委員

はい。

今中委員長

その場合、電気自動車に移行するという条件を付けるということはあるですか。

児玉委員

移管を受ける側が決めることで、私としては別に考えていません。

今中委員長

そうすると、その大きな懸念である排気ガスなどの問題は解消されないことになりますね。

児玉委員

そうですね。それは、どういう条件を付けるかはまた別の問題だと考えます。

金谷委員

他の政令市で、交通ルールを学ぶ施設を設置しているのは半分ぐらいですよ。ということは、交通ルールを学ぶ施設としては全国的には必ずしも必要とは考えられていないということですか。

道路交通局道路交通企画課

ゴーカートが必要ないのか、公園そのものが必要ないのか、二つの見方があると思います。確かになければ困るようなものではありませんが、ではなくてもいいのかと言われると、回答に困ります。

今中委員長

それでは、評価結果にバラツキがありますので、採決をします。

「縮小を図る。」という方、挙手願います。0人です。

「民間企業等へ委託して実施する。」、0人です。

「改善を図る。」、1人です。

「経過措置期間を設け、廃止する。」、1人。

「速やかに民間企業等へ移管する。」、3人。

「経過措置期間を設け、民間企業等へ移管する。」、2人ですね。

それでは、「速やかに民間企業等へ移管する。」を多数として委員会の意見といたします

【評価結果まとめ：自転車等保管所管理運営(事務事業番号 43)】

事務局

それでは、43 ページ、自転車等保管所管理運営でございます。

本件は、「改善を図る。」が3件、「拡充を図る。」が2件、「経過措置期間を設け、民間企業等へ移管する。」が1件です。

今中委員長

御意見を伺いたいと思います。

「実施」の方向が5件で、「改善を図る。」が3件、「拡充を図る。」が2件ですが、「拡充を図る。」は改善の意味合いがかなりあるので、「改善を図る。」で集約したいと思います。

児玉委員

私は「拡充を図る。」と評価しましたが、この放置自転車対策には今以上の施策が必要だと感じています。改善というのは、もちろん今のままではいけないという意味が込められているのですが、意見で出しましたように、自転車等を撤去するという罰則的なものだけではなく、駐輪場をもう少し拡充して、駐輪場をちゃんと利用すればメリットを与えられるという、メリットとデメリットを組み合わせた施策でないと、今のところは多少の罰則があっても近くに停めてしまった方がいいと思われているからなかなか放置自転車が減らないのだと思っています。ですから、今のまま改善するといっても、結局たちごっこではないかと感じるので、「改善を図る。」に含められるというのは私の意見としては違います。むしろこれは「拡充」の意味を強く持つ意見としてとらえていただきたいと思っています。

今中委員長

失礼しました。それと、「民間企業等へ移管」が1件ございました。

それでは、今の御意見もございまして、意見が分かれていますので採決いたします。

「改善を図る。」という方の挙手をお願いします。2人。

「拡充を図る。」、3人ですね。

「経過措置期間を設け、民間企業等へ移管する。」、2人。
それでは、「拡充を図る。」が多数でございますので、これを委員会の意見といたします。

【評価結果まとめ：自然環境保全河川改良(事務事業番号 44)】

事務局

それでは44ページ、自然環境保全河川改良でございます。

これにつきましては、「縮小を図る。」が1件、「改善を図る。」が1件、「速やかに廃止する。」が1件、「経過措置期間を設け、廃止する。」が1件で、評価結果が分かれています。

今中委員長

御意見を賜りたいと思います。

山家副委員長

第2分科会の意見は、事業自体を否定するというより、財政状況から考えて、優先順位がかなり低いという御意見かと思えます。

私は、これは川を生き返らせるために単に護岸工事をするのではなく、川を生活と密着した場所にするという非常に前向きな事業だととらえていいのではないかと考えています。これによって、町並み保存などで町と一体化したい川ができれば、そこで人々が憩い、散歩する場所ができます。そうであれば否定的ではなくて、予算は非常に厳しいでしょうが、それなりに少しずつでも実施していくべきと評価できるという印象を受けました。ですから、私の意見は「改善を図る。」に近いです。

児玉委員

ちょうど国の事業仕分けでスーパー堤防の特別会計の話が出ていまして、少し似ているなど思いながら見ていました。

この事業だけを取り上げることには違和感があり、河川整備の総事業の中でこの事業が占める割合を尋ねたところ、11%だということでした。その11%について善し悪しを判断するというのは難しく、護岸整備は重要なのもう周知のことだと思いますし、この方法が河川整備事業全体のうち11%あるというのがどうなのか、そもそも必要ないのか、もっと割合を増やすべきなのかという辺りは判断が難しかったです。

他の委員の意見では、やはりコスト面の御指摘が多いですね。コストを余りかけないで自然に配慮するやり方はないのかということだと思います。私は、所管課がこの方法は割高になる面があると断言しているのが気になっていて、技術が大幅に進歩している中で、この精神を生かしつつコストを削減する方法が本当にないのかという意味で「改善を図る。」という意見にしました。今はまだこの方法しかありませんか。

道路交通局河川課

分科会でも御説明しましたが、全体の事業として普通河川の改修事業というものがあります。以前は、この普通河川の改修は、コンクリートの三面張り工法という、底面、側面をかつちり固めた非常に味気ないものでした。その中で、河川の生物あるいは近隣住民の方々の河川環境などに配慮した河川改修を進めるべきだという考え方のもと、この自然環境保全河川改良を別事業として立ち上げて今まで進んできました。ただ、平成9年度(1997年度)に河川法が改正されて、以前は河川といえば治水利水が目的だったのが、河川の良好な環境の保全・創造も目的として位置付けられました。現在、この事業の対象は法河川ではなく普通河川という河川法の対象外の河川ですが、河川法の精神に則って、普通河川の改修事業においても、自然環境保全河川改良の事業ほどは力を入れていませんが、例えば、植生が可能なブロックで護岸工事を行うという程度のことはしています。そういう意味では、普通河川の改修事業と、自然環境保全河川改良との境は、だんだん区別がなくなっていく見通しです。

そういったことから、自然環境保全河川改良と普通河川の改修事業とを一体化して、普通河川の改修事業の中でどういう位置付けで自然環境保全河川改良を行っていくか検討し、全体として普通

河川の改修事業のあり方を検討していくという考え方もあります。

児玉委員

例えば、今の御説明のように、他の事業と統合していくという意見とする場合は、どの評価にすればいいですか。

今中委員長

「その他」でしょうか。

児玉委員

「その他」ですか。先ほど事務局の方ともお話ししましたが、この委員会で50事務事業を検討する際に、その周辺に似たような事業が重複しているような場合に、それを一体化した方がいいというような議論はできませんでしたよね。今回のように質問によって関連した事業があることが分かれば、統合すればいいという意見も言えると思いますが、この辺りは今後の課題でもありますね。

今回は、この事業の他に普通河川の改修事業があつて、法律の改正もあつたため、所管課としてはこの事業だけを切り出す必要性が薄れてきたという御意見ですよ。

ということで、それは「その他」だということであれば、私は「その他」という意見にします。

井手口委員

事務事業概要調書に、これまでに改良に取り組んできた河川が記載されていますが、この中で、例えばホタルが飛ぶようになったなど、成果が出た河川はありますか。

道路交通局河川課

ございます。自然環境保全河川改良を始めたのは、安芸区にある谷迫川を三面張り工法で整備したいと住民の方に提案したところ、ここはホタルがいるから、何とかホタルが生息できる方法で実施してほしいという要望を受けて、当時環境に関する関心が全国的に広がっていたこともあつて、この事業を実施することにしたのが始まりです。谷迫川につきましては、地元の方々からは、改修当時より若干数は減ったものの、現在もホタルが生息しているというお話を伺っています。

井手口委員

分かりました。三面張り工法で整備した河川で、ホタルを飛ばすために餌をまいたり、岩を持って行ったりする活動をしたことがありますが、コンクリートだけでは本当に大変だというのは実感しています。こういう自然環境に配慮した河川は、子どもの健全育成や環境学習の場としていいと思います。

今中委員長

年間4,200万円という事業費が多いか、少ないかという点は、広島市の財政規模から考えるとなるときりはありませんが、やはり地域の潤いとか豊かさといったことを若干意識して、こういう施策も必要なのかなと思います。受益者は非常に限定されて、本当に局所的ですが、今の井手口委員の意見なども含めて、少し迷うところだと思います。

井手口委員

私の意見は「現行どおりとする。」にしてください。

今中委員長

評価にバラツキがあります。「実施」で、「現行どおりとする。」が新たに1件追加されました。

「縮小を図る。」が1件、「改善を図る。」が1件、「現行どおりとする。」が1件、「速やかに廃止する。」が1件、「経過措置期間を設け、廃止する。」が1件です。児玉委員は、どの意見から「その他」に変えますか。

児玉委員

「改善を図る。」から「その他」に変えます。

今中委員長

ということで採決に移ります。

「縮小を図る。」、1人。

「改善を図る。」、2人。

「現行どおりとする。」、2人。

「速やかに廃止する。」、0人。

「経過措置期間を設け、廃止する。」、0人。

「その他」、2人。

2人ずつで多数意見が分かれてしまったので、三論併記でいいですか。

事務局

はい。

今中委員長

それでは、「改善を図る。」、「現行どおりとする。」、「その他」の三論併記といたします。

【評価結果まとめ：電線共同溝整備(事務事業番号 45)】

事務局

続きまして45ページ、電線共同溝整備でございます。これにつきましては、「縮小を図る。」が1件、「現行どおりとする。」が4件、「拡充を図る。」が1件です。

今中委員長

御意見のある方は御発言ください。

全員「実施」の方向ですが、その中で「現行どおりとする。」と「拡充を図る。」が合わせて5件で、「縮小を図る。」が1件です。この「縮小を図る。」は、「本当に必要な場所を精査し、実施すべきである。」という意見ですから、「改善を図る。」に近いニュアンスがあります。「現行どおりとする。」に近いニュアンスの意見もありますが。

肥田野委員

私は「縮小を図る。」という意見です。これ自体は悪い事業ではありませんが、実は共同溝整備は都市環境と非常に関係が深く、都市景観がほぼ整備された所で共同溝整備をするのは極めていいことなのですが、どれだけ開発が進むか分からない所で共同溝をつくってしまうと、ビルなどが増えた場合に、容量の問題で、後から再度整備し直す必要が生じるなどいろいろな問題があります。ということで、やはり本当に計画上必要な表側の「顔」となる所ではきちんと実施すべきだと思いますが、それ以外の所を余り進めていくのはむしろ反対なので「縮小を図る。」という意見にしました。

児玉委員

今の肥田野委員のお話に関しては、分科会で御説明があったように記憶しています。優先順位を付けて、限られた所について実施しているという御説明だったと思いますが、それでよろしいですか。

道路交通局道路部道路課

電線共同溝事業は、既存の歩道等について実施している事業です。分科会で御説明しましたように、基本的には市内中心部の幹線道路を中心に事業を進めていて、ある程度電力需要等が決まったような所について事業を実施しています。それと、街の景観や防災という観点からも、市内中心部の幹線道路を中心に実施しています。

最近では、電線共同溝整備として、いわゆる同時整備という考え方があります。これは区画整理

や、市街地再開発事業等の新たな事業に合わせて、先行して電線共同溝を整備すればコスト削減が図れるという考えです。これについて、広島市では、具体的には段原の区画整理で整備に合わせて幹線道路について電線共同溝整備を行っていますが、細街路までは整備していないと聞いています。

肥田野委員

資料を拝見する限り、確かに都心部に限定されているようです。周辺部分まで必要かどうかは広島市の発展の度合いによりますね。

これは起債によって実施していますよね。

道路交通局道路部道路課

はい。基本的には補助事業で行っています。事業費の 55%は国から補助を受けています。残りの 45%は広島市の起債で充当できるということで、一般財源をかなり絞った額でできるということになります。大部分は、国の補助と起債です。

肥田野委員

起債ということは、結局、市がそれだけ先行投資をするということなので重要なものです。補助率が 55%というのは割合として高く、だからやった方がいいという考え方もあるかもしれませんが、結局 45%は市のお金で、最後には償還しないといけません。だから、やはり周辺部分については、もっと慎重に決めないと、55%補助を受けて負担が半分だからいいということにはならないですね。

道路交通局道路部道路課

分かりました。ありがとうございます。

今中委員長

評価結果は「現行どおりとする。」が圧倒的に多いですが、いろいろな意見が出ましたので、採決いたします。

「縮小を図る。」という方、挙手願います。1人。

「現行どおりとする。」、6人です。

それでは、「現行どおりとする。」を委員会の意見といたします。

【評価結果まとめ：バス運行対策費補助(事務事業番号 46)】

事務局

続きまして 46 ページ、バス運行対策費補助でございます。

これは、「縮小を図る。」が 1 件、「改善を図る。」が 2 件、「現行どおりとする。」が 1 件、「その他」が 2 件です。

今中委員長

御意見を賜りたいと思います。

児玉委員

「主な意見」欄を見ると、今後の高齢化社会を考えて抜本的に考え直す必要があるということで、「縮小を図る。」という御意見が出ていますが、つまりこれは必要ないから縮小するというのではなくて、抜本的に考え直さないといけないからということだと思います。また、「現行どおりとする。」という御意見も、重要であるという位置付けで、既存のコミュニティ交通手段なども検討していくべきという御意見で、基本的には皆さん「改善を図る。」という御意見なのではないかと思えます。

それで、その改善の中身を議論したいと思いますが、私は、バスだけというやり方では高齢化社会に対応できないという意味で「改善を図る。」という意見です。ですから、バス運行対策費でいいのかということが論点になるかと思えます。

バス以外も含めて、バスの代替りのための対策費ということであれば「改善を図る。」、「拡充を図

る。」になるのかもしれませんが、バスだけで考えるのであれば「縮小を図る。」かもしれません。その辺りをどう考えますか。

道路交通局都市交通部

これまでは国の施策を中心として、バスの運行対策という事後的な補助を実施していますが、今、国では交通基本法の制定について議論していて、その中で地域公共交通確保維持改善事業という形で、バスだけではなく、デマンド交通やタクシーなども含めて、幅広く検討するという方向ですので、市としてもそういう方向で検討するべきだと考えています。

児玉委員

それは、「改善を図る。」という意見に沿っているという感じですか。

道路交通局都市交通部

そうです。国のスキームもその方向に変わっていくと予測されます。

肥田野委員

公共交通機関については、今までは地域の高齢者や地元の方を中心に考えた施策が多かったと思います。しかし、足という意味で、トータルで考えると、そこに初めて来た方の移動手段としての位置付けも極めて重要で、そういうネットワークがどれだけ整備されているかということは、観光事業などにも相当連動しているので、私の印象としては、むしろ地域の高齢化への対応というよりは、むしろお客さんを増やすということに軸足を移して、レンタカーをより利用しやすい形にするとか、一日乗車券や 100 円バスなどを導入するとか、パンフレットを全部英語にするとか、ウェブ上で紹介するなど、幅広く努力されると非常に価値が高まると思います。もし改善を図るのであれば是非そうしていただきたいと思います。

今中委員長

「縮小を図る。」ということと、肥田野委員は「その他」の御意見だと思いましたが、そういう視点を踏まえて「改善を図る。」という御指摘だったと思います。他に御意見がなければ、採決で確認したいと思います。

そうすると、「縮小を図る。」はないですね。「改善を図る。」、全員です。

「改善を図る。」を委員会の結論といたします。

【評価結果まとめ：水洗便所改造資金融資制度(事務事業番号 47)

：し尿浄化槽廃止資金融資制度(事務事業番号 48)】

事務局

続きまして、47 ページと 48 ページ、水洗便所改造資金融資制度、し尿浄化槽廃止資金融資制度でございます。これは類似の制度でございますので、評価結果、コメントとも、2 件とも同様の内容です。一括審議をお願いいたします。

「経過措置期間を設け、廃止する。」が 1 件、「段階的に縮小して、廃止する。」が 1 件、「経過措置期間を設け、民間企業等へ移管する。」が 2 件です。

今中委員長

御意見を賜りたいと思います。

評価結果では、「実施」の方向はございません。「廃止」若しくは「民間企業等へ移管」で意見が分かれています。特に御意見がないようでしたら、採決いたします。

「経過措置期間を設け、廃止する。」、3 人。

「段階的に縮小して、廃止する。」、2 人。

「経過措置期間を設け、民間企業等へ移管する。」、2 人。

「経過措置期間を設け、廃止する。」を委員会の意見といたします。

【評価結果まとめ：消防通信指令管制システム運営(事務事業番号 49)】

事務局

それでは、49 ページ、消防通信指令管制システム運営でございます。

これにつきましては、「改善を図る。」が 2 件、「現行どおりとする。」が 1 件、「拡充を図る。」が 2 件です。

今中委員長

御意見がある方は、御発言ください。

児玉委員

皆さんの御意見は基本的に「実施」の方向で、「現行どおりとする。」という御意見も、「外部評価の仕組みなどを入れることにより、」という、改善としての視点が入っていると思います。ですから、「拡充を図る。」という意見をどうとらえていくかということだと思います。

「拡充を図る。」という御意見の中に、「経費削減の努力が認められる。」とありますが、コストについては、現状のシステムと言うより、次期システムを含めて考える必要があると思います、私は「改善を図る。」と評価しました。

かなり専門的な領域なので、専門的などころでしか分からないという考え方もあるかもしれませんが、システムの世界は、この事業に限らず劇的に変化していますので、本当にタイムリーかつ有効で、コストの安いものが世の中にたくさん出てきているということも、もう少し柔軟にとらえていただいてもいいのかなと思います、「改善を図る。」という意見にしました。

今中委員長

児玉委員の御指摘のように、「主な意見」の欄を見ますと、「現行どおりとする。」の中に、「効率性や安全性などを客観的に評価する仕組みを構築していくことが求められる。」とあり、これが改善の観点だと思います。

また、「拡充を図る。」の、「外部の優秀な知恵や情報を、コストがかかっても活用すべきではないか。」という意見は、改善の観点だと思いますので、委員会としては、「改善を図る。」ということで集約したいと思いますが、よろしいですか。

〔(はい) の声あり〕

今中委員長

それでは、そのような結論といたします。

【評価結果まとめ：給水装置工事等に係る資金融資制度(事務事業番号 50)】

事務局

それでは 50 ページ、給水装置工事等に係る資金融資制度でございます。

これにつきましては、「速やかに廃止する。」が 3 件、「経過措置期間を設け、廃止する。」が 1 件です。

今中委員長

御意見を賜りたいと思います。

児玉委員

この事業は、できた当初の目的はよかったと思いますが、一般的に役割を終えられた事業だろうということで、「廃止」と評価いたしました。利用率が非常に低いということですね。

今中委員長

「廃止」の意見が 4 件で、「実施」の意見はございません。「廃止」について、経過措置期間を設ける

かどうかということですが、「速やかに廃止する。」が多数なので、その集約でいいですか。

〔(はい) の声あり〕

今中委員長

それでは、委員会としては「速やかに廃止する。」を意見といたします。

これで、すべての事務事業について委員会としての意見を取りまとめることができました。御協力ありがとうございました。

【審議会全体を通じた総論的意見】

今中委員長

前回の全体会議の議論の時に、この度の事務事業見直しの審議会全般を通して総論的な意見を聞く場を設けようということになりまして、そのことを踏まえて、事務局がこれまでの分科会や全体会議で出された総論的意見の整理を行って来ています。その資料について、簡潔に説明してもらいます。

事務局

今、委員長からございましたように、これは、事務局がこれまでの分科会や全体会議で出された総論的意見に加えまして、本日御欠席の光多委員から事前に書面でいただいた意見も反映させたものです。

事務事業の検証のあり方につきましては、「事務事業の目的の達成に向け、適切な手段で事務事業が実施されているかどうかについて検証する必要がある。」とか、あるいは「自己評価が甘い。多くの課題を抱えながらオールAの評価をする姿勢は問題である。」といった意見でありました。

また、経費の削減につきましては、「事務事業の内容に比べて、職員数が多いものが見受けられる。給与水準も高いのではないか。」、あるいは、「常に、人件費がコストであるという認識を持つ必要がある。」という意見をいただきました。

それから、社会経済情勢や市民ニーズを踏まえた見直しの必要性ということで、「明らかに利用が減少している制度や施設を、コストをかけてまで存続させることの必要性について検証が足りない。」といった意見をいただきました。

また、受益者負担の適正化につきましては、「施設の充実を図る必要がある場合は、その費用を捻出するための施設使用料の徴収や引き上げについて検討することが必要である。」という意見をいただきました。

それから、公益的法人関係でございますが、「多くの施設において特定の公益的法人が指定管理者になっている。もっと競争原理を導入する必要がある。」といった意見をいただきました。

それから、施設管理における収支の考え方につきまして、「独立採算が求められる施設について、減価償却の考え方を持たずに収支が黒字であるなどと言うべきではない。」といった意見をいただきました。

それから、縦割り行政の弊害ということで、「縦割り行政の弊害が出ている印象がある。例えば、教育委員会と一般事務部門との間での総合処理や地域単位での事務統合などを検討する必要がある。」といった意見をいただきました。

また、この委員会の審議の進め方につきましても意見をいただきまして、一つは、まず、「施策を大括りの単位でまとめ、その中での個別事務事業の有効性や実施方法の妥当性等の評価を行うべきである。」あるいは、「一事務事業当たり、分科会では40分程度、全体会議では平均10分程度で議論・評決していくやり方では、十分な検証は得られないと思う。対象事務事業が少なくなっても、事務事業所管局との議論を通じ事実確認を行った上で、時間をかけて審議した方がよい。」といった意見をいただきました。

以上でございます。

今中委員長

特に追加をしておきたいという意見がございますか。

井手口委員

事業については、現場の職員の方が一番よく分かっておられると思います。

私たちが見る事務事業は、今言われたように一部分ですが、一番よく分かっている現場の職員の方々が、クロスセクションもありますから、そういう視点も入れて、今回、1,000万円以上ということですが、金額に関係なく、それぞれの事業の統合・改善・廃止について随時職員の方から提案していただいて、その声を必ず検討の俎上に乗せていただきたいと思いますと思っています。

今中委員長

そういうことはしておられないのですか。

事務局

井手口委員が言われた趣旨は、この委員会に乗せるということでしょうか。それとも、各自が行うということでしょうか。

井手口委員

そういう提案制度もあると思いますが、期間を限って提案させるのではなく、随時、提案があったときに、前例とか、従来とかというのではなく、小さな提案でも声を吸い上げていただければ、こういう委員会を持たなくても検討はできるのではないかと私は思いました。

事務局

職員の提案、自主的な見直しという観点も含めてだろうと思いますけれども、それは日々の業務の中で、それぞれ職場の中でいろんなことを議論して改善する方向に持っていくということが一つあると思いますし、毎年度、予算要求をする段階で、改めて大きな視点、あるいは細かい視点も含めて見直すといったこともあると思います。行政改革の取組もしかりだと思います。そういう意味で、職員が提案や改善を求めることができる環境にはあると思います。

ただ、この委員会は、学識経験者や市民委員など外部の方々から、職員ではなかなか気付かないようなこと等について御意見をいただく場として設けたものでございますので、この委員会でいただいた御意見、それから職員の自主的な見直しや意見を合わせて、今後、よりよい市政推進に反映させる必要があるのではないかと考えています。

山家副委員長

ここに書かれていることは、この委員会の中で出た発言という意味であれば、機会がなかったのと言わなかった個人的な意見を申し上げたいと思います。

一つは、経費の削減のところ、人件費、給与水準が高いという発言があったようですが、広島市の給与水準の平均が800万円で、そのうちいろいろな事業主負担を除くと670万円ぐらいという御説明がありました。

広島市は、今、職員は何人いらっしゃいますか。

事務局

いわゆる外郭団体への派遣職員も含めて、約1万2,000人です。

山家副委員長

そうですね。この間、民間給与について国税庁の統計が出ましたが、それを見ますと、全民間従業員の平均給与は4百何十万円という数字ですが、5,000人以上の規模だと、確か660万円ぐらいだったと思います。そういう意味では、事業体の大きさから考えて、民間に比べて決して高いとは言えないと思います。

それから、そもそも給与自体が、いろいろ人事院勧告などに基づいて、民間を参考にして決められていますから、これを高いと言って下げるのは、私は賛成できません。客観的にそういうルールで決まっている給与ですし、実際に民間と比べて高くはないと思います。非常に高い方もいれば、初任給は幾らか知りませんが、非常に年収の少ない方もいて、平均して670万円であればほぼ世間の

相場並みだと思えます。

それから、受益者負担の適正化について追加で言いますと、財源がないから、受益者負担を増やすとか、サービスカットなどを行うというのは、行政のあり方として基本的に間違っていると思います。財源がなければ、財源を調達してくる努力をすべきです。これは、税金や国からの補助金など、いろいろな方法がありますが、財源調達の工夫をするのが本来の行政のあり方であって、財源を前提にサービスを削るとか、受益者負担をもっと高くするというのは、考え方が違うのではないかと思います。この委員会でも、財源難だから事業費を削ってくれという要望はなくて、主として事務事業の妥当性を、外から見てどうかという観点で問われたと思いますから、市民サービスとして有用な事業かどうかという観点で、そしてコストは安ければ安い方がいいですから、全体の評価の中でコストはどうか、効率性はどうかという評価基準で私は判断しました。

それから感想を申しますと、やはりいろいろな委員から御指摘がありましたが、一つ一つの事業だけ議題に出されて、いろいろある関連事業を全く見ないで判断をするのは、非常に難しかったです。お願いして、他の関連する事務事業を説明してもらった部分もありましたが、全体の中で、例えば広報なら広報の中で、インターネットの広報はどう見るかとか、あるいは広報スポットをどう見るかという議論が必要だったと思います。そういう点で、ちょっと非常にやり難かったということがあります。

それから討議時間も、分科会で40分程度とありますが、これは主として事務事業概要調書の内容、あるいは実態に関する質疑応答に大半の時間を費やして、分科会、少なくとも第1分科会の中では基本的には全然議論をしなかった。ですから、他の委員がどんな意見をお持ちかは、調書にまとまって初めて分かったということで、本当はそれを議論する時間が必要でしたが、平均して10分程度ではちゃんとした議論はなかなかできず、そういう点で非常に責任を持ちがたかったです。本来であれば、ちゃんと評価するのであれば、もっと委員同士の議論も必要でした。それから場合によっては、直接の利害関係のある方、ない方含めて市民の方に意見を言うてもらおう機会や、現場視察も必要だったと思います。

そういう話をして、初めて本当に責任ある評価ができると思ったので、これからはこの委員会のようなことを考えるならば、政府の事業仕分けのように乱暴な動きではなく、ちゃんと委員が理解して、しかもお互いに十分議論して結論が出せるような方法にしてほしいと思います。

今中委員長

議論の時間のことがありましたけれども、私も最初に相談を受けましたが、委員には地元の方だけでなく、東京の方が4人おられるため、例えば一つの事案に1時間以上かけると、日程を組めるかどうかという問題がありますし、東京の先生方は仕事をお持ちですから、土日に挟み込むなど制約も非常に多かったです。

県の事業仕分けはもっと短時間だったと思いますが、徹底議論というのは、技術的に難しいのではないかと受けとめました。

金谷委員

私も二つほど言わせてください。「施策を大括りの単位でまとめて、その中での個別事業の有効性や実施方法の妥当性等の評価を行うべきである。」という意見に関してです。例えば、第1分科会で就学援助など、親のいない子どもへの支援が出てきましたよね。

困った状況にある子どもたちが現に受けている援助の中には、生活保護もあれば、児童扶養手当のようなものもあるでしょう。そういう他の部局の施策を見ないまま、親のいない子どもへの手当の妥当性を評価するのは難しいです。部局での施策体系全体の説明がなされた事業もありましたが、部局を超えて施策を横串で整理していただければ、もう少し意見が言えたと思います。例えば、福祉の場合は、就学援助は教育委員会、他の手当は福祉の部局、と分散している政策を整理した上で議論するというのも、今後のあり方としては大切なのかなと思いました。

もう一つは経費の削減に関してですが、もちろん不要な経費を削減することは絶対に必要なことだと思いますが、例えば指定管理者制度については、開始して5年から6年経って、いろいろな弊害も聞かれる機会が増えてきたように思います。サービスを提供する職員の方、あるいはその外郭団体の方も含めて、常に削減の対象にされることでモチベーションが下がり、優秀な方が出ていってしまう。あるいは経費を削減しても、特に第1分科会が扱ったようなソフトの関係の事業では、

事業の質が下がるという弊害が起こっているという話も聞きますので、率直に経費節減や指定管理によるプラス面、マイナス面の評価を聞ける場面があれば、もっとポジティブな事業見直しになるのではないかと思います。

児玉委員

第2分科会の途中でお願いした、担当部局の説明員の人数を絞るというお話は、その後、御回答がなかったように思いますが、どうなったのでしょうか。

例えば、課長だけとか、その他1名ぐらいでいいのではないですか。

事務局

基本的にはそのようにしていました。後方に次の事務事業の担当者が控えていたため、職員が多いように見えたかと思います。

児玉委員

先ほどの件にも関係するかも分かりませんが、こちらの質問の仕方も悪いのかもしれませんが、回答がぼやけていることや、質問から外れて、しかも長い御説明になる例が結構多かったように思います。先ほどの時間の面も含めまして、せっかく事前に質問票を提出していますので、的を射た答えがぱっと出てくるように、論議がかみ合うような工夫があればよりいいと感じました。

戸井委員

まず評価するときに、改善と廃止の判断の難しさと言いますか、改善と評価したところで、本当に改善してもらえるのかどうか、いったん廃止した方がいいのではないかとこのことを随分悩みました。

やはり継続的にやってきた事業なので、なかなか打ち切れない部分があり、その部分の評価はいろいろと分かれるところだと思いますが、今後、そこをどう評価していくのか、評価の仕方にもう少し工夫があるといいと思いました。

それから、評価に関する意見については、一般的には批判や反対のコメントが多いと思います。しかし、その評価を良いと考えている人々も多くいるはずですが、先ほど意見がありました、一人一人のコメントだけを全体会議の前に送付するのではなく、方法を考える必要があると思いました。

それから、分科会が二つに分かれているこのやり方が本当にいいのかどうか、私は少し疑問を感じました。議事要旨を見て全体会議に出るという考え方はあると思いますが、やはり実際の審議とは違うような気がします。それが同じ票の重みを持つというのが本当にいいことかどうかというのは、疑問を感じました。

肥田野委員

この総論的意見というのは、光多委員の意見だけではなくて、他の委員の意見も入っていますか。

事務局

入っています。

肥田野委員

ソフト事業も、いわゆる箱的な事業も含めて、やはり評価につながるので、費用対効果、これは社会的に見て本当に意義があるかどうかという意味での効率性ですが、これが前提にないと議論ができないと思います。しかし、必ずしもそういうデータが十分出ていません。従来、行政では余りそうすることがなかったのかもしれませんが、一部でも出していただくのがいいと思います。今後、もし同じことをやるのであれば、文章だけではなく、数字できちんとデータを出していただく方が、議論が非常にかみ合うと思います。できる限りでよろしいと思いますが。

それから、費用対効果というのは、基本的に効率性の概念で、公平性ということは普通含まない議論です。今日議論した市営住宅の問題など、第1分科会で扱ったのはソフト事業が多かったためかもしれませんが、公平性に関わるような議論がありました。それに関しても、私はやはりデータを出さないと公平性の議論はできないと思います。こういうことがとても大切だからやりましょ

というのももちろん結構なことですが、できれば、例えば実際に、何人ぐらいの方が本当に利用していて、どういう実態なのかがよく分からないまま議論するのは、余り適切でないと思います。市の場合は公平性の議論も非常に重要な基準だと思いますが、今後はそれもある程度明確にしなければならぬと思います。

3点目は、今回は市民委員、学識経験者と、行政あるいは市民の方との対話という感じになっていると思いますが、これが、市民の方、あるいは職員の方に自覚的に常日ごろから考えていただくきっかけになれば非常にいいと思います。ですから、内部的にも、担当した職員からフィードバックがあるといいと思います。非常に参考になったのか、あるいはこういう点をもっと聞きたかったというような話を是非していただくと、次回実施する場合には非常に役に立つと思います。

それから、これは議論が分かれるところだと思いますが、人件費の問題です。先ほど、山家委員が大企業に比べて同程度と言われましたが、そういう一般的な所得水準の議論だけではなく、その給与でどのぐらいの仕事をやっているかというパフォーマンスの議論があります。高い給料を取ることが決して悪いというわけではなく、それに見合った仕事をしているかどうかという問いかけが根本にあるのではないかと思います。実際に、大学でも同じことが言われていまして、大学では業績評価はなかなか難しく、単純にはできませんが、それでもそういうことを考えることで、随分よくなった側面があります。市職員はたくさん仕事を抱えているということは十二分に分かりますが、果たして本当にそれが必要な仕事なのかどうかという点から見ると、やはり高い給料を取っているのであれば、その給料に見合った仕事をすべきだと思います。

だから、給料を下げろと言っているわけではなくて、そういう意味では、今回の事務事業概要調書での記載のように、平均 800 万円とか、平均何人役というのではなく、実際にどのぐらいのクラスの方が担当して、どのぐらいお金がかかっているかという数字を出していただく方が本当はいいです。それは時間がなくてできなかったというのは分かりますが、私の大学での経験からすると、必ずしも効率的ではないのではないかと思います。市にも当てはまるかは分かりませんが。それは外部から言われない限り直らない部分があるので、私はやはり常にそういう視点も入れた方がいいと考えます。ただ、先ほど金谷委員が言われましたが、モチベーションの問題があるので、余り細切れに評価されても困ります。例えば、あと 5 年間でこういう効果を図るなど、内容が分かるようにしておかないと、その場限りの目標では、結局、効率を上げるといふことにはなりません。結局、行政としては人件費が相当大きなシェアを占めていることは間違いなくて、箱物行政がこれから減ってくるとなると、やはり市だけではなく、民間の力を活用して質的な側面をどう向上していくか、データを見ながら努力することが必要だと思います。

今、大学は国際競争をしていて、日本の学生が減少している中で世界中の留学生をいかに獲得するかが大きな課題です。そういう意味では、自治体も同じようなことが多分言われていて、横並びで比較して政令指定都市の中ではいい方だというのではなく、これから生き延びるためには、特色を出して市としての魅力を発揮するために、むしろ民間の力をうまく入れてアイデアを出すようなシステムが必要になると思います。例えば、5 年ぐらいの期間で、割合高い給料で人を雇って何かプロジェクトをやってもらわないと、どうも内部だけで頑張ってもうまく行かないのではないかという印象を受けましたので、そういうことをお考えいただければと思います。

今中委員長

我々も微力ながら直言すべきところはしたつもりです。国の事業仕分けは、あれだけ大々的にやっっているが、判定に反して元に戻っていることや、形を変えて残っているということがございますので、やはりこの意見をなるべく実行に移していただき、その検証もしていただきたいと思っております。

以上で評価を終えましたが、市長には、来月の半ばぐらいまでに結果を報告して、併せて今日の総論的な意見を添えて、市の行政に反映していただきたいと強く要望したいと考えております。

報告書の作成については、基本的に事務局でまとめてもらって、私に一任していただければと思いますが、よろしいですか。

〔(はい) の声あり〕

今中委員長

それでは、そうさせていただきます。

事務局

ありがとうございます。

今、総論的意見をいただきましたが、その取りまとめは、事務局で案をつくり、委員長に協議させていただいて、ペーパーでお配りしている総論的意見に付加するという事でよろしいですか。

〔(はい) の声あり〕

事務局

では、そのようにさせていただきます。